

新規制基準適合性審査の進捗状況等について (発電用原子炉関係)

○概況

- ・ 新規制基準適合性審査及び廃止措置の現状 . . . 2

- ・ 新規制基準適合性審査における主な審査状況（設置変更許可） . . . 4

○審査進捗状況表

- ・ 本体施設 . . . 5

- ・ 特定重大事故等対処施設 . . . 24

新規制基準適合性審査及び廃止措置の現状(総括表)

令和6年4月2日 時点

No.	申請者	対象発電炉		新規制基準適合性審査※1				使用前確認終了日※2	運転開始日	経過年数	廃止措置計画認可	
				申請日	設置変更許可日	設計及び工事の計画の認可日	保安規定認可日					
1	日本原子力発電(株)	東海発電所	廃止措置中	—	—	—	—	—	—	—	H18.6.30	
2		東海第二発電所	BWR	H26.5.20	H30.9.26	H30.10.18	審査中	検査中	S53.11.28	45	—	
3		敦賀発電所	1号	廃止措置中	—	—	—	—	—	—	—	H29.4.19
4			2号	PWR	H27.11.5	審査中	未申請	審査中	—	S62.2.17	37	—
5	電源開発(株)	大間原子力発電所	建設中	H26.12.16	審査中	審査中	未申請	—	—	—	—	
6	北海道電力(株)	泊発電所	1号	PWR	H25.7.8	審査中	審査中	審査中	H1.6.22	34	—	
7			2号	PWR	H25.7.8	審査中	審査中	審査中	H3.4.12	32	—	
8			3号	PWR	H25.7.8	審査中	審査中	審査中	H21.12.22	14	—	
9	東北電力(株)	東通原子力発電所	BWR	H26.6.10	審査中	審査中	審査中	H17.12.8	18	—		
10		女川原子力発電所	1号	廃止措置中	—	—	—	—	—	—	R2.3.18	
11			2号	BWR	H25.12.27	R2.2.26	R3.12.23	R5.2.15	検査中	H7.7.28	28	—
12			3号	BWR	—	未申請	未申請	未申請	—	H14.1.30	22	—
13	東京電力HD(株)	東通原子力発電所	建設中	—	未申請	未申請	未申請	—	—	—	—	
14		福島第一原子力発電所	1号	廃止を公表	—	—	—	—	—	—	—	H24.11.7に特定原子力施設に指定され、実施計画(H25.8.14認可)等に基づき廃炉作業中
15			2号	廃止を公表	—	—	—	—	—	—	—	
16			3号	廃止を公表	—	—	—	—	—	—	—	
17			4号	廃止を公表	—	—	—	—	—	—	—	
18			5号	廃止を公表	—	—	—	—	—	—	—	
19			6号	廃止を公表	—	—	—	—	—	—	—	
20		福島第二原子力発電所	1号	廃止措置中	—	—	—	—	—	—	—	R3.4.28
21			2号	廃止措置中	—	—	—	—	—	—	—	R3.4.28
22		柏崎刈羽原子力発電所	3号	廃止措置中	—	—	—	—	—	—	—	R3.4.28
23			4号	廃止措置中	—	—	—	—	—	—	—	R3.4.28
24			1号	BWR	—	未申請	未申請	未申請	—	S60.9.18	38	—
25			2号	BWR	—	未申請	未申請	未申請	—	H2.9.28	33	—
26			3号	BWR	—	未申請	未申請	未申請	—	H5.8.11	30	—
27	4号		BWR	—	未申請	未申請	未申請	—	H6.8.11	29	—	
28	5号		BWR	—	未申請	未申請	未申請	—	H2.4.10	33	—	
29	6号		BWR	H25.9.27	H29.12.27	審査中	未申請	—	H8.11.7	27	—	
30	7号	BWR	H25.9.27	H29.12.27	R2.10.14	R2.10.30	検査中	H9.7.2	26	—		
31	中部電力(株)	1号	廃止措置中	—	—	—	—	—	—	—	H21.11.18	
32		2号	廃止措置中	—	—	—	—	—	—	—	H21.11.18	
33		浜岡原子力発電所	3号	BWR	H27.6.16	審査中	未申請	未申請	S62.8.28	36	—	
34			4号	BWR	H26.2.14	審査中	審査中	審査中	H5.9.3	30	—	
35			5号	BWR	—	未申請	未申請	未申請	H17.1.18	19	—	
36	北陸電力(株)	1号	BWR	—	未申請	未申請	未申請	H5.7.30	30	—		
37		2号	BWR	H26.8.12	審査中	審査中	審査中	H18.3.15	18	—		
38	関西電力(株)	1号	廃止措置中	—	—	—	—	—	—	—	H29.4.19	
39		美浜発電所	2号	廃止措置中	—	—	—	—	—	—	—	H29.4.19
40			3号	PWR	H27.3.17	H28.10.5	H28.10.26	R2.2.27	R3.7.27	S51.12.1	47	—
41			1号	廃止措置中	—	—	—	—	—	—	—	R1.12.11
42		大飯発電所	2号	廃止措置中	—	—	—	—	—	—	—	R1.12.11
43			3号	PWR	H25.7.8	H29.5.24	H29.8.25	H29.9.1	H30.4.10	H3.12.18	32	—
44		高浜発電所	4号	PWR	H25.7.8	H29.5.24	H29.8.25	H29.9.1	H30.6.5	H5.2.2	31	—
45			1号	PWR	H27.3.17	H28.4.20	H28.6.10	R3.2.15	R5.8.28	S49.11.14	49	—
46			2号	PWR	H27.3.17	H28.4.20	H28.6.10	R3.2.15	R5.10.16	S50.11.14	48	—
47			3号	PWR	H25.7.8	H27.2.12	H27.8.4	H27.10.9	H28.2.26	S60.1.17	39	—
48	4号		PWR	H25.7.8	H27.2.12	H27.10.9	H27.10.9	H29.6.16	S60.6.5	38	—	
49	中国電力(株)		1号	廃止措置中	—	—	—	—	—	—	—	H29.4.19
50		2号	BWR	H25.12.25	R3.9.15	R5.8.30	審査中	—	H1.2.10	35	—	
51		3号	建設中	H30.8.10	審査中	未申請	未申請	—	—	—	—	
52	四国電力(株)	1号	廃止措置中	—	—	—	—	—	—	—	H29.6.28	
53		伊方発電所	2号	廃止措置中	—	—	—	—	—	—	—	R2.10.7
54			3号	PWR	H25.7.8	H27.7.15	H28.3.23	H28.4.19	H28.9.7	H6.12.15	29	—
55	九州電力(株)	1号	廃止措置中	—	—	—	—	—	—	—	H29.4.19	
56		玄海原子力発電所	2号	廃止措置中	—	—	—	—	—	—	—	R2.3.18
57			3号	PWR	H25.7.12	H29.1.18	H29.8.25	H29.9.14	H30.5.16	H6.3.18	30	—
58		4号	PWR	H25.7.12	H29.1.18	H29.9.14	H29.9.14	H30.7.19	H9.7.25	26	—	
59	川内原子力発電所	1号	PWR	H25.7.8	H26.9.10	H27.3.18	H27.5.27	H27.9.10	S59.7.4	39	—	
60		2号	PWR	H25.7.8	H26.9.10	H27.5.22	H27.5.27	H27.11.17	S60.11.28	38	—	

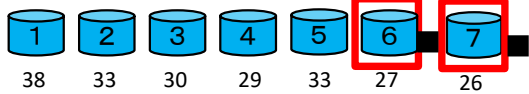
※1 特定重大事故等対処施設に係る審査を除く。

※2 令和2年4月1日以前に申請されたものについては使用前検査合格証交付日

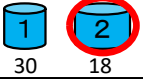
新規制基準適合性審査及び廃止措置の現状(実用炉)

令和6年4月2日時点

東京電力(株)柏崎刈羽原子力発電所



北陸電力(株)志賀原子力発電所



日本原子力発電(株)敦賀発電所



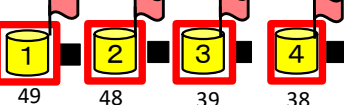
関西電力(株)美浜発電所



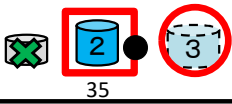
関西電力(株)大飯発電所



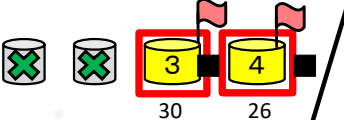
関西電力(株)高浜発電所



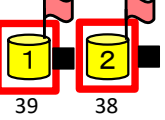
中国電力(株)島根原子力発電所



九州電力(株)玄海原子力発電所



九州電力(株)川内原子力発電所



電源開発(株)大間原子力発電所



東京電力(株)東通原子力発電所



東北電力(株)東通原子力発電所



北海道電力(株)泊発電所



東北電力(株)女川原子力発電所



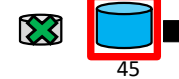
東京電力(株)福島第一原子力発電所



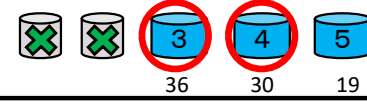
東京電力(株)福島第二原子力発電所



日本原子力発電(株)東海発電所・東海第二発電所



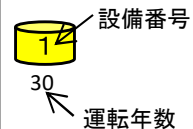
中部電力(株)浜岡原子力発電所



四国電力(株)伊方発電所



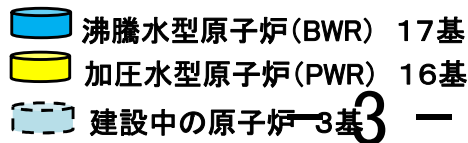
○凡例



○出力規模



○原子炉の種類



種類	ステータス	基数	マーク
本体施設	使用前確認(検査)済	12	□
	新基準許可済	17	□
	新基準許可審査中	10	○
特重施設	許可済	16	■
	許可審査中	3	●
廃止措置	認可済	18	⊗
	審査中	0	⊗
特定原子力施設	実施計画等に基づき廃炉作業中	6	⊗

新規制基準適合性審査における主な審査状況(設置変更許可)

令和6年4月2日現在

			PWR			BWR												
			泊1, 2	泊3	敦賀	島根3	浜岡3	浜岡4	東通	志賀	大間							
地震・津波	地質	敷地の地質・地質構造	※地質、地震動評価、津波影響評価、火山影響評価については、泊3号の知見を反映して審査を行う	おおむね審議済	審議中 (敷地内のD11トレンチ内に認められるK断層の活動性及び原子炉建屋直下を通過する破砕帯との連続性評価)	※地質、地震動評価、津波影響評価、火山影響評価については、島根2号の知見を反映して審査を行う	審議中(敷地内破砕帯の活動性評価)		おおむね審議済	おおむね審議済	審議中(敷地内破砕帯の活動性評価)							
		敷地周辺の地質・地質構造		おおむね審議済	おおむね審議済		おおむね審議済	おおむね審議済	おおむね審議済									
	地震動	地下構造		おおむね審議済	審議中 (浦底断層による地震動評価)		※地質、地震動評価、津波影響評価、火山影響評価については、島根2号の知見を反映して審査を行う	おおむね審議済	おおむね審議済		おおむね審議済	おおむね審議済	審議中	審議中(内陸地殻内地震)				
		震源を特定して策定する地震動		おおむね審議済	審議中			おおむね審議済	おおむね審議済		おおむね審議済	おおむね審議済	審議中	審議中				
		震源を特定せず策定する地震動		おおむね審議済	審議中			おおむね審議済	おおむね審議済		おおむね審議済	おおむね審議済	おおむね審議済	審議中	審議中			
		基準地震動		審議中(積丹半島北西沖の断層等による津波評価)	審議中			おおむね審議済	おおむね審議済		おおむね審議済	おおむね審議済	おおむね審議済	審議中	審議中			
	津波	地震による津波		審議中	※敷地内のD11トレンチ内に認められるK断層の活動性及び原子炉建屋直下を通過する破砕帯との連続性評価から審議		おおむね審議済	おおむね審議済	おおむね審議済		おおむね審議済	おおむね審議済	おおむね審議済	おおむね審議済	おおむね審議済			
		地震以外による津波		審議中			おおむね審議済	おおむね審議済	おおむね審議済		おおむね審議済	おおむね審議済	おおむね審議済	おおむね審議済	おおむね審議済			
		基準津波		審議中			審議中	審議中	審議中		審議中	審議中	審議中	審議中	審議中			
	地盤・斜面の安定性			審議中	審議中		審議中	審議中	審議中		審議中	審議中	審議中	審議中	審議中			
火山事象		審議中	審議中	審議中	審議中	審議中	審議中	審議中	審議中	審議中	審議中							
プラント	耐震設計方針		概要説明を聴取し、主要な論点を提示 ※泊3を優先して審査を実施中	おおむね審議済 ※耐津波設計方針の審査状況等を踏まえつつ、まとめ資料を順次確認	概要説明を聴取し、主要な論点を提示 ※先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示	概要説明を聴取 ※島根2号の知見を反映して審査を行う	概要説明を聴取し、主要な論点を提示	概要説明を聴取し、主要な論点を提示 ※プラント側の審査資料の準備には時間を要する見込みであり、女川2号炉の特定重大事故等対処施設に係る申請への対応を優先して進めたいとの意向が表明されている	概要説明を聴取し、主要な論点を提示 ※先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示	概要説明を聴取し、主要な論点を提示 ※先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示								
	耐津波設計方針			審議中														
	DB	外部事象		竜巻に対する設計方針							おおむね審議済 ※耐津波設計方針の審査状況等を踏まえつつ、まとめ資料を順次確認	概要説明を聴取し、主要な論点を提示 ※先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示	概要説明を聴取 ※島根2号の知見を反映して審査を行う	概要説明を聴取し、主要な論点を提示	概要説明を聴取し、主要な論点を提示 ※プラント側の審査資料の準備には時間を要する見込みであり、女川2号炉の特定重大事故等対処施設に係る申請への対応を優先して進めたいとの意向が表明されている	概要説明を聴取し、主要な論点を提示 ※先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示	概要説明を聴取し、主要な論点を提示 ※先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示	
				火山に対する設計方針														審議中
				外部火災に対する設計方針														審議中
				その他自然現象等に対する設計方針														審議中
		内部火災		審議中														
	内部溢水	審議中																
	安全施設等			審議中														
	SA	有効性評価		炉心損傷防止							概要説明を聴取し、主要な論点を提示 ※耐津波設計方針の審査状況等を踏まえつつ、まとめ資料を順次確認	概要説明を聴取し、主要な論点を提示 ※先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示	概要説明を聴取 ※島根2号の知見を反映して審査を行う	概要説明を聴取し、主要な論点を提示	概要説明を聴取し、主要な論点を提示 ※プラント側の審査資料の準備には時間を要する見込みであり、女川2号炉の特定重大事故等対処施設に係る申請への対応を優先して進めたいとの意向が表明されている	概要説明を聴取し、主要な論点を提示 ※先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示	概要説明を聴取し、主要な論点を提示 ※先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示	
				格納容器破損防止														審議中
				使用済燃料貯蔵槽														審議中
				停止時														審議中
				シーケンス選定														審議中
		解析コード		審議中														
		設備・手順		停止失敗時未臨界確保														審議中
				炉心冷却(高圧冷却、減圧、低圧冷却)														審議中
				最終ヒートシンク														審議中
				格納容器(冷却、過圧破損防止、下部注水)														審議中
				水素対策(格納容器、原子炉建屋)														審議中
使用済燃料貯蔵槽			審議中															
緊急時対策所			審議中															
その他(監視測定、通信連絡等)			審議中															
大規模損壊			審議中															
技術的能力	審議中																	
備考																		

注)おおむね審議済であっても、審査の過程で追加の課題が出てくることもあり得る。

空欄:未審議のもの 一部着手:一部の論点について議論を開始したもの(括弧書きは着手した論点) 審議中:一通り審議を開始したもの(括弧書きは主要な論点)

審査進捗状況表 (本体施設)

・ 北海道電力(株)泊発電所 1 / 2 号炉	・ ・ ・	6
・ 北海道電力(株)泊発電所 3 号炉	・ ・ ・	8
・ 東北電力(株)東通原子力発電所 1 号炉	・ ・ ・	10
・ 北陸電力(株)志賀原子力発電所 2 号炉	・ ・ ・	12
・ 電源開発(株)大間原子力発電所	・ ・ ・	14
・ 中部電力(株)浜岡原子力発電所 4 号炉	・ ・ ・	16
・ 中部電力(株)浜岡原子力発電所 3 号炉	・ ・ ・	18
・ 日本原子力発電(株)敦賀発電所 2 号炉	・ ・ ・	20
・ 中国電力(株)島根原子力発電所 3 号炉	・ ・ ・	22

審査進捗状況表

北海道電力(株)泊発電所1, 2号炉設置変更許可申請(本体施設)に係る審査状況【令和6年4月2日時点】

審査項目		ステイタス※	直近の審査会合	現時点における主な論点
地質 (第3, 4条)	敷地の地質・地質構造	③	2019/2/22	●事業者の意向を踏まえ、泊3号を優先して審査を実施中
	敷地周辺の地質・地質構造	④	2017/7/28	
地震動 (第3, 4条)	地下構造	④	2015/12/25	●設置許可基準規則解釈の改正に伴い、今後、標準応答スペクトルに基づく地震動評価について事業者から説明を受け、内容を確認していく。 ●標準応答スペクトルに基づく地震動評価の検討後に、これらを踏まえた基準地震動の策定について、今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
	震源を特定して策定する地震動	③	2021/10/22	
	震源を特定せず策定する地震動	②	2015/10/23	
	基準地震動	②	2016/2/5	
	地盤・斜面の安定性	①	-	
	耐震設計方針	①	-	
津波(第5条)	地震による津波	③	2021/12/24	●令和3年12月24日の審査会合において、事業者から、日本海東縁部に想定される地震による津波に関し、想定波源域及び波源位置の網羅性を含めて、自主設備とする防潮堤や防波堤の損傷を考慮した場合の津波評価結果について説明を受けたが、水位下降側の評価については、水位低下時間に着目したパラメータスタディを実施中であるとのことであった。水位上昇側の評価については、波源域を現状よりも西側に設定した場合の影響の有無についての検討が不足しているもの、防潮堤等の自主設備の損傷を考慮した場合等の津波評価の妥当性を確認できた。今後、水位低下時間に着目した評価結果の妥当性や波源域の妥当性等について、事業者から説明を受け、内容を確認していく。 ●日本海東縁部及び積丹半島北西沖の断層による地震の津波の評価後に、これらを踏まえた基準津波の策定について、今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
	地震以外による津波	④	2015/8/21	
	基準津波	②	2016/2/5	
	耐津波設計方針	①	-	
竜巻(第6条)		①	-	●事業者の意向を踏まえ、泊3号を優先して審査を実施中
火山事象 (第6条)	火山事象	②	2021/10/14	●原子力発電所の火山影響評価ガイドの改正を踏まえた火山活動の可能性評価、洞爺カルデラ、ニセコ・雷電火山群等についての実効性のあるモニタリング手法について説明を求めている。令和3年10月14日の審査会合において、事業者は火山影響評価のうち主に立地評価に関する内容について説明を行った。これに対して、最新の知見も踏まえた各火山の活動履歴を網羅的に整理した上で、原子力発電所に影響を及ぼし得る火山の抽出を行うとともに、巨大噴火の可能性評価においては、先行する他サイトの審査知見を反映し、マグマ溜まり等の地下構造に係る検討として重力異常や比抵抗等の物理探査による評価も実施するよう求めた。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。 ●降下火砕物の層厚評価について、その根拠としている給源不明の火山灰層が、事業者の実施した敷地内断層の活動性評価に係る追加調査の結果、敷地内で見つからなかった。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
	火山事象に対する設計方針	①	-	
外部火災(第6条)		①	-	●事業者の意向を踏まえ、泊3号を優先して審査を実施中
その他自然現象と人為事象(第6条)		①	-	
不法な侵入(第7条)		①	-	
内部火災(第8条)		①	-	
内部溢水(第9条)		①	-	
誤操作の防止(第10条)		①	-	
安全避難通路(第11条)		①	-	
安全施設(第12条)		①	-	
全交流電源喪失(第14条)		①	-	
SFP(第16条、23条)		①	-	
RCPB(第17条)		①	-	
安全保護回路(第24条)		①	-	
原子炉制御室(第26条)		①	-	
監視設備(第31条)		①	-	
保安電源(第33条)		①	-	
緊急時対策所(第34条)		①	-	
通信連絡設備(第35条)		①	-	

※ ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)

(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。

(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。

(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。

(注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査項目		ステイタス*	直近の審査会合	現時点における主な論点		
有効性評価 (37条)	PRA	Lv 1	①	-		
		Lv 1.5	①			
		停止時	①			
		地震	①			
		津波	①			
	事故シナリオグループ及び重要事故シナリオ		①	-		
	解析コード		①			
	限界温度、限界圧力		①			
	炉心	2次冷却系からの除熱機能喪失		①	-	
		全交流動力電源喪失		①		
		原子炉補機冷却機能喪失		①		
		原子炉格納容器の除熱機能喪失		①		
		原子炉停止機能喪失		①		
		ECCS注水機能喪失		①		
		ECCS再循環機能喪失		①		
		格納容器バイパス(インターフェイスシステム LOCA、蒸気発生器伝熱管破損)		①		
	CV	過圧破損		①	-	
		過温破損		①	-	
		DCH		①	-	
		FCI		①		
MCCI		①	-			
水素燃焼		①	-			
SFP	想定事故1		①	-		
	想定事故2		①	-		
停止時	崩壊熱除去機能喪失		①	-		
	全交流動力電源喪失		①			
	原子炉冷却材の流出		①			
	反応度誤投入		①			
設備・技術的能力	1.0	43条	共通	①	-	
	1.1	44条	ATWS	①	-	
	1.2	45条	高圧時冷却	①		
	1.3	46条	減圧	①		
	1.4	47条	低圧時冷却	①		
	1.5	48条	最終ヒートシンク	①		
	1.6	49条	CV冷却	①		-
	1.7	50条	CV過圧破損防止	①		-
	1.8	51条	CV下部注水	①		-
	1.9	52条	CV水素対策	①		-
	1.10	53条	RB水素対策	①		-
	1.11	54条	SFP	①		-
	1.12	55条	建屋外Ri抑制	①		-
	1.13	56条	水源	①		-
	1.14	57条	電源	①		-
	1.15	58条	計装	①		-
	1.16	59条	原子炉制御室	①		-
	1.17	60条	監視測定	①		-
	1.18	61条	緊急時対策所	①		-
1.19	62条	通信連絡	①	-		
2		大規模損壊	①	-		
共通	地質(第38条)		③	2019/2/22	●地質(第3、4条) 敷地の地質・地質構造を参照。	
	地震動(第38、39条)		②	2021/10/22	●地震動(第3、4条)を参照。	
	津波(第40条)		②	2021/12/24	●津波(第5条)を参照。	
	火災(第41条)		①	-	●事業者の意向を踏まえ、泊3号を優先して審査を実施中	

※ ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)

(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。

(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。

(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。

(注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査進捗状況表

北海道電力(株)泊発電所3号炉設置変更許可申請(本体施設)に係る審査状況【令和6年4月2日時点】

審査項目		ステイタス ^{※1}	直近の審査会合	現時点における主な論点
地質 (第3、4条)	敷地の地質・地質構造	④	2021/7/2	
	敷地周辺の地質・地質構造	④	2017/7/28	
地震動 (第3、4条)	地下構造	④	2015/12/25	
	震源を特定して策定する地震動	④	2021/10/22	
	震源を特定せず策定する地震動	④	2022/10/21	
	基準地震動	④	2023/6/9	
	地盤・斜面の安定性	①⇒②	2024/3/22	<ul style="list-style-type: none"> ●令和6年1月19日の審査会合において、事業者から、新設防潮堤以外の基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価について説明がなされた。これに対して、主に以下4点について指摘を行った。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。 ①評価代表施設の選定に当たっては判断根拠を明確にすること、評価対象断面の設定に当たっては泊発電所の地質・地質構造の特徴を考慮した上で、評価代表施設に対する対象断面の適切性を説明すること ②評価対象施設の位置によって使い分けるとした2種類の解析用物性値の適用範囲の考え方を明確にした上で、敷地全体に分布する火砕岩類も含めた解析用物性値を使い分けるとしたことの適切性について説明すること ③泊発電所の地質分布・地質構造の特徴を踏まえ、強度特性等の地盤パラメータの異方性(方向(方位)による違い)を考慮する必要性の有無を説明すること ④評価に与える影響が大きいF-11断層に関する強度特性を評価した地点における評価データの代表性について説明すること ●令和6年3月22日の審査会合において、事業者から、評価対象施設の位置によって使い分けるとした2種類の解析用物性値の設定の考え方(上記②)について説明があり、これに対して両解析用物性値が適切に設定されていること、及び両解析用物性値の適用範囲が妥当な設定となっていること確認した。
耐震設計方針	③⇒④	2024/2/29	<ul style="list-style-type: none"> ●令和5年9月7日の審査会合において、事業者から、地盤の液状化の評価方針等の個別に審査会合で説明している項目を除いた耐震設計方針に関する一通りの説明がなされた。また、令和6年2月29日の審査会合において、地盤の液状化の評価方針及び地下水排水設備に関するコメント回答について説明がなされた。今後、耐震設計方針の審査状況等を踏まえつつ、提出されたまとめ資料を順次確認していく。 	
津波(第5条)	地震による津波	③	2022/7/1	<ul style="list-style-type: none"> ●積丹半島北西沖の海域の断層による津波評価について、今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
	地震以外による津波	④	2015/8/21	
	基準津波	②	2024/3/22	<ul style="list-style-type: none"> ●津波の組合せ評価については、令和5年12月8日の審査会合において、泊発電所に来襲する津波の特徴を踏まえて津波波源の位置が特定されていることや水位に影響する断層パラメータが網羅的に検討されていることを確認した上で、敷地に対して大きな影響を及ぼす波源が適切に選定されていることから、おおむね妥当な検討がなされたことと評価した。なお、組合せ評価で考慮する波源選定の妥当性を説明する論理構成をとりまとめ資料上、明確にするよう求めた。 ●令和6年3月22日の審査会合において、事業者から、組合せ評価で考慮する波源選定の妥当性を説明する論理構成について説明があり、これに対して、組合せ評価については、波源選定の妥当性に関する論理構成を含めて敷地に対して大きな影響を及ぼす波源が適切に選定されていること確認した。 ●今後の審査の進め方について、令和5年12月8日の審査会合において、積丹半島北西沖の海域の断層による津波評価、行政機関による既往評価との比較、地質学的証拠及び歴史記録等による確認等の残された論点を審議後、基準津波の策定全体について審議することを確認した。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
耐津波設計方針	②	2024/2/1	<ul style="list-style-type: none"> ●防潮堤の設計方針、構造・仕様及び構造成立性に関しては、令和4年3月31日までの審査会合において、事業者から、防潮堤を直接岩盤に支持させる構造へ変更すること及び防潮堤の設計の考え方、既存の防潮堤を撤去するとの方針等について説明がなされた。また、令和5年10月5日及び12月7日の審査会合において、事業者から、防潮堤高さの変更及び防潮堤の止水ジョイントの設計方針について説明がなされた。令和6年2月1日の審査会合において、防潮堤の設計方針、構造・仕様及び構造成立性評価結果について説明がなされた。 ●令和4年7月28日の審査会合において、防潮堤の平面線形形状が変わる可能性がないことについて事業者から説明がなされたが、その際に、新たな入構ルートとして設置する方針が示された茶津入構トンネル等からの津波の流入の可能性について説明するよう求めた。これに関連して、令和4年11月1日の審査会合において、事業者から、茶津入構トンネルを含めた新たな入構ルートの選定の考え方について説明がなされた。今後、茶津入構トンネル等からの津波の流入の可能性について改めて確認していく。 ●令和5年2月2日の審査会合において、事業者から、管路解析の条件及びモデルについて説明がなされた。これに対し、管路において鉛直方向の断面が急激に変化する箇所が存在することから、管路解析に一次元不定流解析を用いることの適用性及び妥当性について説明するよう求めた。今後、入力津波の評価の妥当性について改めて確認していく。 ●令和5年8月3日の審査会合において、事業者から、燃料等輸送船の漂流物評価の方針について説明がなされた。このうち、燃料等輸送船の緊急退避の成立性については、退避作業の不確かさを考慮した上で、津波到達までに退避できることを説明するよう求めるとともに、津波到達までに十分な余裕時間が確保できない可能性を踏まえ、緊急退避ができない場合を想定しても、他の対策によって燃料等輸送船が漂流物とならないことを説明するよう求めた。また、令和5年9月7日の審査会合において、燃料等輸送船以外の緊急退避を行うものに関する成立性についても説明するよう求めた。これに対して、令和6年2月1日の審査会合において、事業者から、燃料等輸送船を海域から係留する方策を第一候補として検討しているとの説明がなされた。これに対して、当該方策の実現可能性の説明にあたっては、ロープの破断、脱落等の当該方策の不確かさによる影響の程度を踏まえて、保守的な設計の考え方を説明するよう求めた。今後、燃料等輸送船等の漂流物評価の方針について、改めて確認していく。 ●なお、入力津波の設定、漂流物の影響評価等の方針の一部を確認した段階であり、検討対象の網羅的な説明がまだなされていないため、今後さらに説明を聴取し、論点を抽出していく必要がある。 	
竜巻(第6条)		④	2023/4/27	<ul style="list-style-type: none"> ●令和5年12月22日に事業者から、これまでの審査での指摘を反映した補正書及びまとめ資料が提出された。今後、耐津波設計方針の審査状況等を踏まえつつ、補正書及びまとめ資料を順次確認していく。
火山事象 (第6条)	火山事象	②	2024/2/16	<ul style="list-style-type: none"> ●事業者は、原子力発電所の火山影響評価ガイドを踏まえた説明を行っており、立地評価、影響評価、モニタリングについて審議を行っている。 ●立地評価については、令和6年2月16日の審査会合において、発電所に影響を及ぼし得る火山(13火山)に関して、支笏カルデラ及び洞爺カルデラについては、運用期間中における巨大噴火の可能性は十分に小さいとの評価を含めて、設計対応不可能な火山事象が運用期間中に発電所の安全性に影響を及ぼす可能性が十分に小さいとの評価について、おおむね妥当な検討がなされたことと評価した。なお、ニセコ・雷電火山群の火砕物密度流の分布範囲に関しては、説明性向上の観点から、幌似露頭1に認められる堆積物の成因及び供給源について追加的に考察を行い、各種定量的データに基づく判断が、全体評価として整合したものであることを説明するよう求めた。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。 ●影響評価については、令和6年2月16日の審査会合において、降下火砕物シミュレーションの対象とする噴火の選定方針について説明がなされた。今後、降下火砕物のシミュレーション結果も含めて火山灰層厚の評価の妥当性について事業者から説明を受け、内容を確認していく。 ●モニタリングについては、令和5年7月7日の審査会合において、今後の主要な論点として、モニタリング実施方針の説明に当たっては支笏火砕流が敷地に到達した可能性の有無について、地質調査に基づく評価や既往知見と整合する説明を行うことが必要であることを伝えた。
	火山事象に対する設計方針	④	2023/3/30	
外部火災(第6条)		④	2023/3/30	
その他自然現象と人為事象(第6条)		④	2023/4/27	
不法な侵入(第7条)		④	2022/10/25	
内部火災(第8条)		④	2023/4/27	
内部溢水(第9条)		④	2023/5/25	
				<ul style="list-style-type: none"> ●令和5年12月22日に事業者から、これまでの審査での指摘を反映した補正書及びまとめ資料が提出された。今後、耐津波設計方針の審査状況等を踏まえつつ、補正書及びまとめ資料を順次確認していく。

※ ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)
 (注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。
 (注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。
 (注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。
 (注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査項目		ステイタス ^{※1}	直近の審査会合	現時点における主な論点	
設計基準対象施設関係	誤操作の防止(第10条)		④	2023/1/24	
	安全避難通路(第11条)		④	2023/1/24	
	安全施設(第12条)		④	2023/3/16	
	全交流電源喪失(第14条)		④	2023/1/24	
	SFP(第16条、23条)		④	2023/2/28	
	RCPB(第17条)		④	2023/1/24	
	安全保護回路(第24条)		④	2022/10/25	
	原子炉制御室(第26条)		④	2023/4/13	
	監視設備(第31条)		④	2023/2/28	
	保安電源(第33条)		④	2023/1/24	
	緊急時対策所(第34条)		④	2023/3/30	
	通信連絡設備(第35条)		④	2023/4/13	
	有効性評価(37条)	PRA	Lv 1	④	2023/3/30
Lv 1.5			④		
停止時			④		
地震			④		
津波			④		
事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス		④			
解析コード		④	2023/4/27		
限界温度、限界圧力		④	2023/4/27		
炉心		2次冷却系からの除熱機能喪失		④	2023/3/30
		全交流動力電源喪失		④	2023/5/25
		原子炉補機冷却機能喪失		④	2023/3/30
		原子炉格納容器の除熱機能喪失		④	2023/2/2
		原子炉停止機能喪失		④	2023/3/30
		ECCS注水機能喪失		④	2023/2/2
		ECCS再循環機能喪失		④	2023/3/16
格納容器バイパス(インターフェイスシステム LOCA、蒸気発生器伝熱管破損)		④	2023/5/25		
CV		過圧破損		④	2023/3/16
		過温破損		④	2023/4/27
		DCH		④	2023/4/27
		FCI		④	2023/3/16
		MCCI		④	2023/4/27
SFP		水素燃焼		④	2023/4/27
		想定事故1		④	2023/5/25
想定事故2		④			
停止時		崩壊熱除去機能喪失		④	2023/5/25
		全交流動力電源喪失		④	
		原子炉冷却材の流出		④	
	反応度誤投入		④		
設備・技術的能力	1.0	43条	共通	④	2024/2/29
	1.1	44条	ATWS	④	2023/8/3
	1.2	45条	高圧時冷却	④	2023/8/3
	1.3	46条	減圧	④	2023/8/3
	1.4	47条	低圧時冷却	④	2023/8/3
	1.5	48条	最終ヒートシンク	④	2023/8/3
	1.6	49条	CV冷却	④	2023/8/3
	1.7	50条	CV過圧破損防止	④	2023/8/3
	1.8	51条	CV下部注水	④	2023/8/3
	1.9	52条	CV水素対策	④	2023/8/3
	1.10	53条	RB水素対策	④	2023/8/3
	1.11	54条	SFP	④	2023/8/3
	1.12	55条	建屋外RI抑制	④	2023/8/3
	1.13	56条	水源	④	2023/8/3
	1.14	57条	電源	④	2023/8/3
	1.15	58条	計装	④	2023/8/3
	1.16	59条	原子炉制御室	④	2023/8/3
	1.17	60条	監視測定	④	2023/8/3
	1.18	61条	緊急時対策所	④	2023/8/3
1.19	62条	通信連絡	④	2023/8/3	
2			大規模損壊	④	2023/8/3
共通	地質(第38条)		④	2021/7/2	
	地震動(第38、39条)		②	2023/9/7	●地震動(第3、4条)を参照。
	津波(第40条)		②	2023/9/7	●津波(第5条)を参照。
	火災(第41条)		④	2023/4/27	●火災(第8条)を参照。
備考		●令和5年7月4日の審査会合で事業者が示した各審査項目の説明スケジュールについて、令和6年3月22日までの審査会合で、基準津波の審査の進捗状況等を踏まえ、最も時間がかかることが見込まれる耐津波設計方針等の説明終了時期を、令和6年4月から令和6年9月に変更するとの説明があった。			

●令和5年12月22日に事業者から、これまでの審査での指摘を反映した補正書及びまとめ資料が提出された。今後、耐津波設計方針の審査状況を踏まえつつ、補正書及びまとめ資料を順次確認していく。

※ ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)
(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。
(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。
(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。
(注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査進捗状況表

東北電力(株)東通原子力発電所1号炉設置変更許可申請(本体施設)に係る審査状況【令和6年4月2日時点】

審査項目	ステイタス*	直近の審査会合	現時点における主な論点	
地質 (第3、4条)	敷地の地質・地質構造	④	2018/5/18	
	敷地周辺の地質・地質構造	④	2020/10/2	
地震動 (第3、4条)	地下構造	④	2020/10/2	
	震源を特定して策定する地震動	④	2023/12/22	
	震源を特定せず策定する地震動	④	2023/8/4	
	基準地震動	①⇒④	2024/3/8	●令和6年3月8日の審査会合において、これまでの審議内容を踏まえた策定方針に基づき、基準地震動が適切に策定されていることから、基準地震動の策定についておおむね妥当な検討がなされたと評価した。今後、年超過確率の評価について、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
	地盤・斜面の安定性	①	-	
	耐震設計方針	①	-	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示 ●令和3年11月18日の審査会合において、事業者が審査への対応に係る準備状況について確認したところ、プラント側の審査資料の準備には時間を要する見込みであり、今後、基準地震動及び基準津波がおおむね妥当との判断が得られた場合でも、女川2号炉の特定重大事故等対処施設に係る申請への対応を優先して進めたいとの意向が表明された。
津波(第5条)	地震による津波	④	2022/1/28	
	地震以外による津波	④	2022/9/2	
	基準津波	③⇒④	2024/2/9	●令和6年2月9日の審査会合において、これまでの審議内容を踏まえた策定方針に基づき、基準津波が適切に策定されていること、また、行政機関の津波評価との比較等により妥当性が検証されていることから、基準津波の策定についておおむね妥当な検討がなされたと評価した。今後、年超過確率及び砂移動の評価について、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
	耐津波設計方針	①	-	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示 ●令和3年11月18日の審査会合において、事業者が審査への対応に係る準備状況について確認したところ、プラント側の審査資料の準備には時間を要する見込みであり、今後、基準地震動及び基準津波がおおむね妥当との判断が得られた場合でも、女川2号炉の特定重大事故等対処施設に係る申請への対応を優先して進めたいとの意向が表明された。
竜巻(第6条)	①	-		
火山事象 (第6条)	火山事象	①	-	
	火山事象に対する設計方針	①	-	
外部火災(第6条)	①	-		
その他自然現象と人為事象(第6条)	①	-		
不法な侵入(第7条)	①	-		
内部火災(第8条)	①	-		
内部溢水(第9条)	①	-		
誤操作の防止(第10条)	①	-		
安全避難通路(第11条)	①	-		
安全施設(第12条)	①	-		
全交流電源喪失(第14条)	①	-		
SFP(第16条、23条)	①	-		
RCPB(第17条)	①	-		
安全保護回路(第24条)	①	-		
原子炉制御室(第26条)	①	-		
監視設備(第31条)	①	-		
保安電源(第33条)	①	-		
緊急時対策所(第34条)	①	-		
通信連絡設備(第35条)	①	-		

※ ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)

(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。

(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規規制による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。

(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。

(注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査項目		ステイタス*	直近の審査会合	現時点における主な論点	
有効性評価 (37条)	PRA	Lv 1	①	-	
		Lv 1.5	①		
		停止時	①		
		地震	①		
		津波	①		
	事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス		①		
	解析コード		①		-
	限界温度、限界圧力		①		-
	炉心	高圧・低圧注水機能喪失	①		
		高圧注水・減圧機能喪失	①		
		全交流動力電源喪失	①		
		崩壊熱除去機能喪失	①		
		原子炉停止機能喪失	①		
		LOCA時注水機能喪失	①		
		格納容器バイパス(ISLOCA)	①		
	CV	過圧破損	①		-
		DCH	①		-
		FCI	①		-
		MCCI	①		-
	SFP	水素燃焼	①		-
		想定事故1	①		-
	停止時	想定事故2	①		-
		崩壊熱除去機能喪失	①		-
		全交流動力電源喪失	①		-
		原子炉冷却材の流出	①		-
		反応度誤投入	①		-
	設備・技術的能力	1.0	43条		共通
1.1		44条	ATWS	①	-
1.2		45条	高圧時冷却	①	-
1.3		46条	減圧	①	-
1.4		47条	低圧時冷却	①	-
1.5		48条	最終ヒートシンク	①	-
1.6		49条	CV冷却	①	-
1.7		50条	CV過圧破損防止(FCVS)	①	-
1.8		51条	CV下部注水	①	-
1.9		52条	CV水素対策	①	-
1.10		53条	RB水素対策	①	-
1.11		54条	SFP	①	-
1.12		55条	建屋外RI抑制	①	-
1.13		56条	水源	①	-
1.14		57条	電源	①	-
1.15		58条	計装	①	-
1.16		59条	原子炉制御室	①	-
1.17		60条	監視測定	①	-
1.18		61条	緊急時対策所	①	-
1.19	62条	通信連絡	①	-	
2		大規模損壊	①	-	
共通	地質(第38条)		④	2018/5/18	
	地震動(第38、39条)		②	2023/8/4	●地震動(第3、4条)を参照。
	津波(第40条)		②	2023/8/4	●津波(第5条)を参照。
	火災(第41条)		①	-	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示 ●令和3年11月18日の審査会合において、事業者が審査への対応に係る準備状況について確認したところ、プラント側の審査資料の準備には時間を要する見込みであり、今後、基準地震動及び基準津波がおおむね妥当との判断が得られた場合でも、女川2号炉の特定重大事故等対処施設に係る申請への対応を優先して進めたいとの意向が表明された。
備考					

●概要説明を聴取し、主要な論点を提示
先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示
●令和3年11月18日の審査会合において、事業者が審査への対応に係る準備状況について確認したところ、プラント側の審査資料の準備には時間を要する見込みであり、今後、基準地震動及び基準津波がおおむね妥当との判断が得られた場合でも、女川2号炉の特定重大事故等対処施設に係る申請への対応を優先して進めたいとの意向が表明された。

※ ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)
(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。
(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。
(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。
(注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査進捗状況表

北陸電力(株)志賀原子力発電所2号炉設置変更許可申請(本体施設)に係る審査状況【令和6年4月2日時点】

審査項目	ステイタス*	直近の審査会合	現時点における主な論点	
地質 (第3、4条)	敷地の地質・地質構造	④	2023/3/3	
	敷地周辺の地質・地質構造	②	2023/10/6	<ul style="list-style-type: none"> ●敷地周辺の地質・地質構造については、敷地近傍(敷地から半径 5km の範囲)、敷地周辺海域(敷地から半径 5km 以遠)及び敷地周辺陸域(敷地から半径 5km 以遠)に分けて事業者が説明しているため、当該区分によって審査を行っている。 ●敷地近傍の地質・地質構造については、令和 5 年 7 月 14 日の審査会合をもっておおむね妥当な検討がなされていると評価した。 ●敷地周辺海域の地質・地質構造については、令和 5 年 5 月 12 日の初回の審査会合において、断層の運動に係る評価方法に関して、地表の痕跡のみにとらわれず、地質構造を考慮した上で総合的に評価すること等を求めた。同年 10 月 6 日の審査会合において、事業者から、断層の運動に係る評価方法の再検討結果等について説明を受けた。これに対して、海士岬(あまみさき)沖断層帯の長さについて、国土交通省や文部科学省による最新の知見とは異なる評価をするのであれば明確な科学的データを示すこと、断層の運動に係る評価方法及びその根拠が明確でないで再検討すること等を指摘した。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。 ●敷地周辺陸域の地質・地質構造については、今後、事業者から説明を受けた上で内容を確認していく。
地震動 (第3、4条)	地下構造	②	2023/10/20	<ul style="list-style-type: none"> ●令和 5 年 10 月 20 日の審査会合において、事業者から、地下構造の評価方針について説明を受けた。これに対し、地下構造を成層かつ均質であると評価しているが、物理探査や地震観測記録等の科学的データに基づく検討が不十分であること、また、地震発生層の深さの設定について、地震調査研究推進本部地震調査委員会による全国地震動予測地図の知見を踏まえても妥当であることの説明が不十分であること等を指摘した。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
	震源を特定して策定する地震動	①	-	<ul style="list-style-type: none"> ●震源を特定して策定する地震動に関し、令和 4 年 9 月 16 日の審査会合において指摘したとおり、福浦断層による地震動評価については、同断層と施設との距離が近いことから、今後、同断層の断層長等の評価を踏まえ、事業者から説明を受けた上で内容を確認していく。
	震源を特定せず策定する地震動	①	-	
	基準地震動	①	-	
	地盤・斜面の安定性	①	-	
耐震設計方針	①	-	<ul style="list-style-type: none"> ●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示 	
津波(第5条)	地震による津波	①	-	<ul style="list-style-type: none"> ●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示
	地震以外による津波	①	-	
	基準津波	①	-	
	耐津波設計方針	①	-	
竜巻(第6条)	①	-	<ul style="list-style-type: none"> ●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示 	
火山事象 (第6条)	火山事象	①	-	<ul style="list-style-type: none"> ●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示
	火山事象に対する設計方針	①	-	
外部火災(第6条)	①	-		
その他自然現象と人為事象(第6条)	①	-		
不法な侵入(第7条)	①	-		
内部火災(第8条)	①	-		
内部溢水(第9条)	①	-		
誤操作の防止(第10条)	①	-		
安全避難通路(第11条)	①	-		
安全施設(第12条)	①	-		
全交流電源喪失(第14条)	①	-		
SFP(第16条、23条)	①	-		
RCPB(第17条)	①	-		
安全保護回路(第24条)	①	-		
原子炉制御室(第26条)	①	-		
監視設備(第31条)	①	-		
保安電源(第33条)	①	-		
緊急時対策所(第34条)	①	-		
通信連絡設備(第35条)	①	-		

※ ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)
 (注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。
 (注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。
 (注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。
 (注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査項目		ステイタス ^{※1}	直近の審査会合	現時点における主な論点			
重大事故等対処施設関係 有効性評価(37条)	PRA	Lv 1	①	-	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示		
		Lv 1.5	①	-			
		停止時	①	-			
		地震	①	-			
		津波	①	-			
	事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス		①	-			
	解析コード		①	-			
	限界温度、限界圧力		①	-			
	炉心	高圧・低圧注水機能喪失	①	-			
		高圧注水・減圧機能喪失	①	-			
		全交流動力電源喪失	①	-			
		崩壊熱除去機能喪失	①	-			
		原子炉停止機能喪失	①	-			
		LOCA 時注水機能喪失	①	-			
		格納容器バイパス(ISLOCA)	①	-			
	CV	過圧破損	①	-			
		DCH	①	-			
		FCI	①	-			
		MCCI	①	-			
		水素燃焼	①	-			
	SFP	想定事故1	①	-			
		想定事故2	①	-			
	停止時	崩壊熱除去機能喪失	①	-			
		全交流動力電源喪失	①	-			
		原子炉冷却材の流出	①	-			
		反応度誤投入	①	-			
	設備・技術的能力	1.0	43条	共通		①	-
		1.1	44条	ATWS		①	-
		1.2	45条	高圧時冷却		①	-
		1.3	46条	減圧		①	-
		1.4	47条	低圧時冷却		①	-
		1.5	48条	最終ヒートシンク		①	-
		1.6	49条	CV 冷却		①	-
		1.7	50条	CV 過圧破損防止(FCVS)		①	-
		1.8	51条	CV 下部注水		①	-
		1.9	52条	CV 水素対策		①	-
		1.10	53条	RB 水素対策		①	-
1.11		54条	SFP	①	-		
1.12		55条	建屋外 RI 抑制	①	-		
1.13		56条	水源	①	-		
1.14		57条	電源	①	-		
1.15		58条	計装	①	-		
1.16		59条	原子炉制御室	①	-		
1.17		60条	監視測定	①	-		
1.18		61条	緊急時対策所	①	-		
1.19		62条	通信連絡	①	-		
2		大規模損壊	①	-			
共通	地質(第38条)		④	2023/3/3	●地質(第3、4条) 敷地の地質・地質構造を参照。		
	地震動(第38、39条)		①	-	●地震動(第3、4条)を参照。		
	津波(第40条)		①	-	●津波(第5条)を参照。		
	火災(第41条)		①	-	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示		
備考							

※ ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)

(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。

(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。

(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。

(注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査進捗状況表

電源開発(株)大間原子力発電所設置変更許可申請^{※1}(本体施設)に係る審査状況【令和6年4月2日時点】

審査項目	ステイタス ^{※2}	直近の審査会合	現時点における主な論点	
地質 (第3、4条)	敷地の地質・地質構造	③	2024/3/1	<ul style="list-style-type: none"> ●令和5年10月20日の審査会合において、シーム S-11 全体として規則第三条への適合性を示すため、敷地内の評価範囲を見直すこと、当該評価範囲において調査を行った上で後期更新世以降の活動性有り/無しの指標を定めること、調査は段階的に行うこと、活動性有り/無しの指標に基づき活動性有り/とされる範囲について工学的対処を行うこと等の説明がなされた。これに対して、審査の手戻りがないように、段階的に検討を進めていくこと、具体的には、 <ul style="list-style-type: none"> ・活動性有り/無しを区分するための指標作成に当たり、後期更新世以降の堆積物に変位を与えている箇所及び後期更新世以降の活動性が否定されている箇所のそれぞれ1箇所の調査等に基づき、どのような指標を設定するかを検討すること(第一段階) ・第一段階で実施した2箇所に加え、比較箇所を拡充した調査等の実施、及びその結果を踏まえて第一段階で抽出した指標の確度の十分性を検討すること(第二段階) ・第一段階及び第二段階を踏まえ、追加調査の必要性を検討した上で、活動性有り/無しの指標の確度の十分性、活動性有り/無しの範囲を検討すること(第三段階) ・第一段階から第三段階を踏まえ、工学的措置を講じる範囲を検討すること(第四段階) を求め、まずは第一段階の検討に資する調査結果を示すよう求めた。今後、事業者から説明を受け、その内容を確認していく。 ●令和6年3月1日の審査会合において、シーム S-11 の活動性評価のための指標の設定に関する第一段階の検討結果について説明がなされた。これに対して、調査結果に基づき事業者から示された指標(①条線②CT 画像観察③薄片観察④SEM 観察)については、活動性を判断する根拠となり得る理由について追加的な説明が必要であること、また、第二段階の検討結果に、シーム S-11 の周辺岩盤等の評価結果も追加することを求め、引き続き、審議することとした。今後、事業者から説明を受け、その内容を確認していく。
	敷地周辺の地質・地質構造	④	2020/11/20	
地震動 (第3、4条)	地下構造	④	2020/12/18	
	震源を特定して策定する地震動	③	2024/3/15	<ul style="list-style-type: none"> ●プレート間地震の地震動評価については、令和3年6月11日の審査会合において、概ね妥当な検討がなされたものと評価した。 ●海洋プレート内地震の地震動評価については、令和3年8月27日の審査会合において、概ね妥当な検討がなされたものと評価していたが、その後の令和4年3月16日に発生した福島県沖の地震(M7.4)を踏まえた評価について確認が必要となっている。 ●令和6年3月15日の審査会合において、内陸地殻内地震の検討用地震のうち、「F-14 断層による地震」に関しては震源モデルの設定の考え方や不確かさ考慮の妥当性等について、また、「奥尻海盆北東縁断層～奥尻海盆東縁断層～西津軽海盆東縁断層の連動を考慮した地震」(奥尻三連動)に関しては断層パラメータ設定の考え方や解析手法の妥当性等について説明がなされ、概ね妥当な検討がなされたものと評価した。 また、内陸地殻内地震の検討用地震のうち「大間崎付近の隆起を考慮して想定する地震」に関しては、震源モデルの基本ケースにおける断層長さ(L)は、孤立した短い活断層に関する知見を考慮し、地下に想定される断層長さとして、L=20 kmとする旨の説明がなされた。これに対して、孤立した短い活断層に関する別の知見としては、地震モーメント(Mo)を固定し、断層面積から L を設定する考え方もあり、当該知見は、F-14 断層単独の地震動評価でも基本ケースとして採用していることから、当該知見を考慮した場合の L=28 kmとした上で、強震動予測レシビに従ったパラメータ設定及び地震動評価を追加で行うことを求めた。また、L=28 kmとした評価と、事業者の説明する L=20 kmの評価を比較した上で基本ケースの検討を求めるとともに、考慮する不確かさについては、当該評価結果を踏まえ今後審議していくこととした。今後、事業者から説明を受け、その内容を確認していく。
	震源を特定せず策定する地震動	②	2022/3/18	<ul style="list-style-type: none"> ●令和4年3月18日の審査会合において、震源を特定せず策定する地震動のうち、「全国共通に考慮すべき地震動」の評価について審議した。「全国共通に考慮すべき地震動」のうち、「2004年北海道留萌支庁南部の地震」に関しては、地震動評価に用いる地下構造モデルの妥当性等を、標準応答スペクトルに基づく地震動評価に関しては、模擬地震波の作成における地震規模の設定の妥当性等を、それぞれ追加説明するよう求めた。今後、事業者から説明を受け、その内容を確認していく。
	基準地震動	①	-	
	地盤・斜面の安定性	①	-	
耐震設計方針	①	-	<ul style="list-style-type: none"> ●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示 	
津波(第5条)	地震による津波	④	2021/12/24	
	地震以外による津波	④	2018/6/8	
	基準津波	②	2023/11/17	<ul style="list-style-type: none"> ●令和5年11月17日の審査会合において、事業者から、地震による津波と地震以外による津波との組合せ評価について説明がなされ、水位上昇側については日本海東縁部に想定される地震に伴う津波と陸上地すべり(佐井地点)との組合せ、水位下降側については内閣府(2020)モデルによる津波と陸上地すべり(佐井地点)との組合せが敷地に最も影響が大きいとする評価結果が示された。これに対して、地震による津波と組合せ対象としている陸上地すべり(佐井地点)については、佐井地点以外の陸上地すべりを組み合わせた場合の検討が不要とされている点及び地震による津波単独の評価よりも敷地への影響が小さくなる結果が示された点について、十分な説明がなされていないことを指摘した。今後、事業者から説明を受け、その内容を確認していく。
	耐津波設計方針	①	-	<ul style="list-style-type: none"> ●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示
竜巻(第6条)	①	-	<ul style="list-style-type: none"> 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示 	
火山事象 (第6条)	火山事象	①	-	
	火山事象に対する設計方針	①	-	
外部火災(第6条)	①	-		
その他自然現象と人為事象(第6条)	①	-		
不法な侵入(第7条)	①	-		
内部火災(第8条)	①	-		
内部溢水(第9条)	①	-		
誤操作の防止(第10条)	①	-		
安全避難通路(第11条)	①	-		
安全施設(第12条)	①	-		
全交流電源喪失(第14条)	①	-		
SFP(第16条、23条)	①	-		
RCPB(第17条)	①	-		
安全保護回路(第24条)	①	-		
原子炉制御室(第26条)	①	-		
監視設備(第31条)	①	-		
保安電源(第33条)	①	-		
緊急時対策所(第34条)	①	-		
通信連絡設備(第35条)	①	-		

※1 平成26年12月16日付け大間原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請(本体施設と特定重大事故等対処施設を合わせて申請)

※2 ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)

(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。

(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。

(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。

(注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査項目		ステイタス※1	直近の審査会合	現時点における主な論点			
有効性評価(37条)	PRA	Lv 1	①	-			
		Lv 1.5	①				
		停止時	①				
		地震	①				
		津波	①				
	事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス		①				
	解析コード		①		-		
	限界温度、限界圧力		①		-		
	炉心	高圧・低圧注水機能喪失	①		-		
		高圧注水・減圧機能喪失	①				
		全交流動力電源喪失	①				
		崩壊熱除去機能喪失	①				
		原子炉停止機能喪失	①				
		LOCA 時注水機能喪失	①				
		格納容器バイパス(ISLOCA)	①				
	CV	過圧破損	①		-		
		DCH	①		-		
		FCI	①		-		
		MCCI	①		-		
	SFP	水素燃焼	①		-		
		想定事故1	①		-		
	停止時	想定事故2	①		-		
		崩壊熱除去機能喪失	①		-		
		全交流動力電源喪失	①				
		原子炉冷却材の流出	①				
	反応度誤投入	①					
	設備・技術的能力	1.0	43条		共通	①	-
		1.1	44条		ATWS	①	
		1.2	45条		高圧時冷却	①	
		1.3	46条		減圧	①	-
		1.4	47条		低圧時冷却	①	
		1.5	48条		最終ヒートシンク	①	
		1.6	49条		CV冷却	①	-
1.7		50条	CV過圧破損防止(FCVS)	①	-		
1.8		51条	CV下部注水	①	-		
1.9		52条	CV水素対策	①	-		
1.10		53条	RB水素対策	①	-		
1.11		54条	SFP	①	-		
1.12		55条	建屋外RI抑制	①	-		
1.13		56条	水源	①	-		
1.14		57条	電源	①	-		
1.15		58条	計装	①	-		
1.16		59条	原子炉制御室	①	-		
1.17		60条	監視測定	①	-		
1.18		61条	緊急時対策所	①	-		
1.19		62条	通信連絡	①	-		
2		大規模損壊	①	-			
共通	地質(第38条)			③	2022/4/22	●地質(第3、4条)敷地の地質・地質構造を参照。	
	地震動(第38、39条)			②	2023/6/30	●地震動(第3、4条)を参照。	
	津波(第40条)			②	2021/12/24	●津波(第5条)を参照。	
	火災(第41条)			①	-	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示	
備考							

●概要説明を聴取し、主要な論点を提示
先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示

※1 平成26年12月16日付け大間原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請(本体施設と特定重大事故等対処施設をあわせて申請)

※2 ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)

(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。

(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。

(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。

(注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査進捗状況表

中部電力(株)浜岡原子力発電所4号炉設置変更許可申請(本体施設)に係る審査状況【令和6年4月2日時点】

審査項目		ステイタス※	直近の審査会合	現時点における主な論点	
設計基準対象施設関係	地質 (第3、4条)	敷地の地質・地質構造	③	2023/3/9	<p>●事業者はH断層系については、すべてのH断層は形成後も含めて活動時期が全て同じ時代であり、その活動性評価においてはどのH断層で評価しても良い旨主張し、上載地層が存在するH-9断層で活動性評価を行うとしていることから、各H断層に存在する固結度の低い細粒物質部の組成、規模等、H断層の性状に係るデータを示すよう求めていた。令和3年4月2日の審査会合において、これらのデータが提出されたものの、H-8断層についてはデータ取得を行っていなかったため、当該断層についてもデータ取得を行い、他のH断層との類似性を示すよう求めた。また、H-9断層についても、活動性評価を行う地点での細粒物質部の詳細データの取得を行うとともに、上載地層として用いる泥層について、堆積年代を示す指標を増やして年代評価を行うよう求めた。</p> <p>●令和4年3月18日の審査会合において、H-8断層及びH-9断層について追加で取得したデータから他のH断層との類似性が示された。他方で、上載地層として用いる泥層については、当該泥層が古谷泥層(12~13万年前の地層)に相当する堆積物であるとする根拠が不十分であることから、層相の観察事実を整理した上で露頭柱状図やボーリングデータ等により広域的に古谷泥層との対比を行い、当該泥層が後期更新世(12~13万年前)以降の地層とは明確に異なることを十分な物証をもって示すよう求めた。上載地層の堆積年代評価の妥当性も含めて、観察事実に基づいてH-9断層ですべてのH断層の活動時期を代表できるかどうかについて、今後、事業者から説明を受けるとともに、現地調査を実施し内容を確認していく。</p> <p>●令和4年9月30日の審査会合において、事業者から、追加検討を踏まえた上載地層として用いる泥層の堆積年代評価について説明を受けた。これに対して、「泥層」が海成段丘堆積物であることや、古谷泥層(12~13万年前の地層)に対比される地層であることについて、事業者が提示しているデータから明確に言える十分な物証はなく、「泥層」が12~13万年前の地層であることが立証できていないため、物証に基づき「泥層」の堆積年代を明確に示すための対応方針について示すよう求めた。</p> <p>●令和4年11月1日の審査会合において、事業者から、敷地の地質・地質構造について、上載地層の堆積年代評価に資する明確な物証を得るために十分な追加調査を行い、その調査には数ヶ月程度の期間を要するとの説明があった。同年11月14日に、原子力規制庁職員による現地確認として、敷地周辺のボーリング及びトレンチ調査の途中経過並びに今後の追加調査の検討状況について確認を実施し、審査会合において、事業者による追加調査状況を含めた活動性評価の方針について審議をする旨を伝えた。同年12月23日の審査会合において、事業者から上載地層である「泥層」の堆積年代評価に関する追加調査の方針、調査内容、進捗状況等について説明があった。これに対して、「泥層」が局所的にはなく一定の広がりをもって分布する堆積物であることや、古谷泥層(12~13万年前の地層)に対比される地層であることについて、基準適合性を説明するために論理構成を構築する上で必要なデータを取得した上で、調査結果をとりまとめて説明するよう求めた。さらに、令和5年3月9日の審査会合において、「泥層」の堆積年代評価のために論理構成を構築する上で必要なデータを取得するための追加調査に係る検討方針について説明を受けた。これに対して、評価方針が一部変更になったことも含めて、評価全体の論理構成とその根拠となる取得データについての説明が未だ十分ではなかったため、再度、基準適合性を説明するための明確な論理構成及びその根拠となる取得データを十分に示した上で、調査の進捗状況と併せて事業者としての考えを十分に説明するよう求めた。追加調査を踏まえた上載地層である「泥層」の堆積年代評価等について、今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。なお、同年6月23日の「震源を特定せず策定する地震動」に係る審査会合と併せて、追加調査の進捗状況等について事業者から説明があり、「泥層」の堆積年代を評価する上で、これまで活動性評価を行うとしていた地点では補強となるデータを取得するに至っていないため、既存の評価方針にとらわれず、より説明性の向上が見込まれる他の地点において追加調査を重点的に行う方針とすることから、追加調査の方針及び期間を見直す旨の報告があった。これに対して、H断層系の活動性評価に関する評価方針を変更するのであれば、基準適合性を説明するための明確な論理構成とそれに資するデータが何であるのか、また、そのためにどのような調査を行い、どのようなデータを取得する必要があるのか、H断層系の活動性評価についての論点を改めて整理するとともに、全体の論理構成及び評価方針について再度説明するよう求めた。</p>
			敷地周辺の地質・地質構造	④	2018/8/3
	地震動 (第3、4条)	地下構造	④	2015/2/13	
		震源を特定して策定する地震動	④	2022/4/15	
		震源を特定せず策定する地震動	④	2023/6/23	
		基準地震動	③	2023/9/29	<p>●令和5年9月29日の審査会合において、事業者から、免震設計について基準地震動を別途策定する必要性の有無を含めて、基準地震動の策定について説明があった。これに対して、免震設計に用いる基準地震動については、建物・構築物の免震構造に関する審査ガイドを踏まえ、採用する免震構造物の固有周期が2秒程度と比較的短いことから、他の施設とは別に5秒以上の周期にも着目した基準地震動を策定する必要はなく、耐震設計と共通の基準地震動を用いることを確認した。その上で、地震動の顕著な増幅が見られない敷地西側で用いる基準地震動Ss1として25波及び地震動の顕著な増幅が見られる敷地東側で用いる基準地震動Ss2として24波がそれぞれ策定されていることを確認し、おおむね妥当な検討がなされたことと評価した。なお、免震設計に用いる耐震設計と共通の基準地震動については、免震ガイドを踏まえ、地震ハザード解析における一様ハザードスペクトルに係る評価結果等との比較から、やや長周期のスペクトル形状を適切に設定していることを説明するよう求めた。</p>
		地盤・斜面の安定性	①	-	
	耐震設計方針	①	-		
	津波(第5条)	地震による津波	③⇒④	2024/2/9	<p>●令和5年12月1日の審査会合において、海域の活断層による地震に伴う津波評価について事業者から説明がなされ、おおむね妥当な検討がなされたことと評価した。</p> <p>●令和6年2月9日の審査会合において、プレート間地震及び海洋プレート内地震に伴う津波評価について事業者から説明がなされ、おおむね妥当な検討がなされたことと評価した。</p>
		地震以外による津波	④	2023/9/29	
基準津波		②	2024/2/9	<p>●津波の組合せ評価について、令和5年5月26日の審査会合において、事業者から、プレート間地震による津波との組合せを考慮するプレート間地震以外の地震による津波に係る検討波源、パラメータスタディ等の評価方針について説明があった。これに対して、津波の組合せについては、先行サイトで実施している時刻歴波形の線形足し合わせによる組合せ波源の絞り込みを行わず、一体計算(同一波動場での津波計算を行う方針)のみを行う方針としていることから、適切な組合せ波源が選定されていることが判断可能となるよう、単体計算の組合せ評価の傾向も踏まえて説明するよう求めた。</p> <p>●令和6年2月9日の審査会合において、事業者から、南海トラフ全域を概観した地震発生状況、海洋プレート内地震の断層分布及び断層タイプ等の基本情報のデータ拡充を行った上で、「敷地の地学的背景」及び「発生要因の関連性」を踏まえ、プレート間地震と海洋プレート内地震を組み合わせる必要がないことについて再度説明がなされた。これに対して、プレート間地震とその他の地震の組合せについては、海洋プレート内地震は組み合わせる必要がなく、海域活断層による地殻内地震とは組合せを考慮するとして評価方針についておおむね妥当な検討がなされたことと評価した。今後、プレート間地震と海域活断層による地殻内地震又は海底地すべりとの津波の組合せによる評価の妥当性について、事業者から説明を受け、内容を確認していく。</p> <p>●基準津波の検証に必要な津波堆積物から推定される津波高等の評価について、敷地において標高が高いところでも厚いイベント堆積物が認められていることを踏まえ、どのように敷地における津波高等を評価するのか説明するよう求められている。令和6年3月25日~26日に現地調査を実施し、敷地及び敷地周辺におけるイベント堆積物等の分布状況等について、その根拠となるボーリングコアの状況を確認した。今後、評価の妥当性について、事業者から説明を受け、内容を確認していく。</p>	
耐津波設計方針		①	-		
竜巻(第6条)	②	2015/4/9	●まだ全体の説明がなされておらず論点は特定されていない。		
火山事象 (第6条)	火山事象	①	-		
	火山事象に対する設計方針	①	-		

※ ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)

(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。

(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18~22条、第25条、第27~30条、第32条及び第36条は、新規基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。

(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。

(注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査項目		ステイタス*	直近の審査会合	現時点における主な論点	
設計基準対象施設関係	外部火災(第6条)	②	2015/3/19	●まだ全体の説明がなされておらず論点は特定されていない。	
	その他自然現象と人為事象(第6条)	②	2015/7/9		
	不法な侵入(第7条)	①	-		
	内部火災(第8条)	②	2015/8/6	●まだ全体の説明がなされておらず論点は特定されていない。	
	内部溢水(第9条)	②	2015/5/21		
	誤操作の防止(第10条)	②	2015/6/2		
	安全避難通路(第11条)	②	2015/6/2		
	安全施設(第12条)	②	2015/4/21		
	全交流電源喪失(第14条)	①	-		
	SFP(第16条、23条)	①	-		
	RCPB(第17条)	②	2015/2/24	●まだ全体の説明がなされておらず論点は特定されていない。	
	安全保護回路(第24条)	②	2015/6/2		
	原子炉制御室(第26条)	②	2015/6/11		
	監視設備(第31条)	②	2015/4/2		
	保安電源(第33条)	①	-		
緊急時対策所(第34条)	②	2015/3/24	●まだ全体の説明がなされておらず論点は特定されていない。		
通信連絡設備(第35条)	②	2015/3/24			
有効性評価(37条)	PRA	Lv 1	②	2015/7/2	●まだ全体の説明がなされておらず論点は特定されていない。
		Lv 1.5	②		
		停止時	②		
		地震	②		
		津波	②		
	事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス		③	2015/10/15	●先行プラントの説明内容と大きな差がなく、現時点において論点はない。引き続き、事実確認等について確認していく。
	解析コード		②	2015/3/3	●まだ全体の説明がなされておらず論点は特定されていない。
	限界温度、限界圧力		②	2017/5/26	
	炉心	高圧・低圧注水機能喪失	②		
		高圧注水・減圧機能喪失	②		
		全交流動力電源喪失	②		
		崩壊熱除去機能喪失	②		
		原子炉停止機能喪失	②		
		LOCA 時注水機能喪失	②		
		格納容器バイパス(ISLOCA)	②		
	CV	過圧破損	②	2016/9/15	
		DCH	②	2015/3/10	
		FCI	②		
		MCCI	②		
	SFP	水素燃焼	②	2015/3/10	
		想定事故1	②	2015/3/17	
	停止時	想定事故2	②		
		崩壊熱除去機能喪失	②	2015/3/17	
全交流動力電源喪失		②			
原子炉冷却材の流出		②			
反応度誤投入	②				
1.0	43条	共通	②	2015/7/23	●まだ全体の説明がなされておらず論点は特定されていない。今後、有効性評価の審査と併せて、設備・手順等の妥当性を確認していく。
1.1	44条	ATWS	①	-	
1.2	45条	高圧時冷却	①		
1.3	46条	減圧	①		
1.4	47条	低圧時冷却	①		
1.5	48条	最終ヒートシンク	①		
1.6	49条	CV冷却	①		
1.7	50条	CV 過圧破損防止	②	2015/7/21	●まだ全体の説明がなされておらず論点は特定されていない。今後、有効性評価の審査と併せて、設備・手順等の妥当性を確認していく。
1.8	51条	CV 下部注水	①	-	
1.9	52条	CV 水素対策	①	-	
1.10	53条	RB 水素対策	②	2015/8/4	●まだ全体の説明がなされておらず論点は特定されていない。今後、有効性評価の審査と併せて、設備・手順等の妥当性を確認していく。
1.11	54条	SFP	①	-	
1.12	55条	建屋外 RI 抑制	①	-	
1.13	56条	水源	①	-	
1.14	57条	電源	①	-	
1.15	58条	計装	①	-	
1.16	59条	原子炉制御室	②	2015/6/11	●まだ全体の説明がなされておらず論点は特定されていない。今後、有効性評価の審査と併せて、設備・手順等の妥当性を確認していく。
1.17	60条	監視測定	②	2015/4/2	
1.18	61条	緊急時対策所	②	2015/3/24	
1.19	62条	通信連絡	②	2015/3/24	
2		大規模損壊	①	-	
共通	地質(第38条)		③	2023/3/9	●地質(第3、4条) 敷地の地質・地質構造を参照。
	地震動(第38、39条)		②	2023/9/29	●地震動(第3、4条)を参照。
	津波(第40条)		②	2023/9/29	●津波(第5条)を参照。
	火災(第41条)		①	-	
備考					

※ ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)

(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。

(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。

(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。

(注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査進捗状況表

中部電力(株)浜岡原子力発電所3号炉設置変更許可申請(本体施設)に係る審査状況【令和6年4月2日時点】

審査項目		ステイタス*	直近の審査会合	現時点における主な論点	
設計基準対象施設関係	地質 (第3、4条)	敷地の地質・地質構造	③	2023/3/9	<p>●事業者はH断層系については、すべてのH断層は形成後も含めて活動時期が全て同じ時代であり、その活動性評価においてはどのH断層で評価しても良い旨主張し、上載地層が存在するH-9断層で活動性評価を行うとしていることから、各H断層に存在する固結度の低い細粒物質部の組成、規模等、H断層の性状に係るデータを示すよう求めていた。令和3年4月2日の審査会合において、これらのデータが提出されたものの、H-8断層についてはデータ取得を行っていなかったため、当該断層についてもデータ取得を行い、他のH断層との類似性を示すよう求めた。また、H-9断層についても、活動性評価を行う地点での細粒物質部の詳細データの取得を行うとともに、上載地層として用いる泥層について、堆積年代を示す指標を増やして年代評価を行うよう求めた。</p> <p>●令和4年3月18日の審査会合において、H-8断層及びH-9断層について追加で取得したデータから他のH断層との類似性が示された。他方で、上載地層として用いる泥層については、当該泥層が古谷泥層(12~13万年前の地層)に相当する堆積物であるとする根拠が不十分であることから、層相の観察事実を整理した上で露頭柱状図やボーリングデータ等により広域的に古谷泥層との対比を行い、当該泥層が後期更新世(12~13万年前)以降の地層とは明確に異なることを十分な物証をもって示すよう求めた。上載地層の堆積年代評価の妥当性も含めて、観察事実に基づいてH-9断層ですべてのH断層の活動時期を代表できるかどうかについて、今後、事業者から説明を受けるとともに、現地調査を実施し内容を確認していく。</p> <p>●令和4年9月30日の審査会合において、事業者から、追加検討を踏まえた上載地層として用いる泥層の堆積年代評価について説明を受けた。これに対して、「泥層」が海成段丘堆積物であることや、古谷泥層(12~13万年前の地層)に対比される地層であることについて、事業者が提示しているデータから明確に言える十分な物証はなく、「泥層」が12~13万年前の地層であることが立証できていないため、物証に基づき「泥層」の堆積年代を明確に示すための対応方針について示すよう求めた。</p> <p>●令和4年11月1日の審査会合において、事業者から、敷地の地質・地質構造について、上載地層の堆積年代評価に資する明確な物証を得るために十分な追加調査を行い、その調査には数ヶ月程度の期間を要するとの説明があった。同年11月14日に、原子力規制庁職員による現地確認として、敷地周辺のボーリング及びトレンチ調査の途中経過並びに今後の追加調査の検討状況について確認を実施し、審査会合において、事業者による追加調査状況を含めた活動性評価の方針について審議をする旨を伝えた。同年12月23日の審査会合において、事業者から上載地層である「泥層」の堆積年代評価に関する追加調査の方針、調査内容、進捗状況等について説明があった。これに対して、「泥層」が局所的にはなく一定の広がりをもって分布する堆積物であることや、古谷泥層(12~13万年前の地層)に対比される地層であることについて、基準適合性を説明するために論理構成を構築する上で必要なデータを取得した上で、調査結果をとりまとめて説明するよう求めた。さらに、令和5年3月9日の審査会合において、「泥層」の堆積年代評価のために論理構成を構築する上で必要なデータを取得するための追加調査に係る検討方針について説明を受けた。これに対して、評価方針が一部変更になったことも含めて、評価全体の論理構成とその根拠となる取得データについての説明が未だ十分ではなかったため、再度、基準適合性を説明するための明確な論理構成及びその根拠となる取得データを十分に示した上で、調査の進捗状況と併せて事業者としての考えを十分に説明するよう求めた。追加調査を踏まえた上載地層である「泥層」の堆積年代評価等について、今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。なお、同年6月23日の「震源を特定せず策定する地震動」に係る審査会合と併せて、追加調査の進捗状況等について事業者から説明があり、「泥層」の堆積年代を評価する上で、これまで活動性評価を行うとしていた地点では補強となるデータを取得するに至っていないため、既存の評価方針にとらわれず、より説明性の向上が見込まれる他の地点において追加調査を重点的に行う方針とすることから、追加調査の方針及び期間を見直す旨の報告があった。これに対して、H断層系の活動性評価に関する評価方針を変更するのであれば、基準適合性を説明するための明確な論理構成とそれに資するデータが何であるのか、また、そのためにどのような調査を行い、どのようなデータを取得する必要があるのか、H断層系の活動性評価についての論点を改めて整理するとともに、全体の論理構成及び評価方針について再度説明するよう求めた。</p>
		敷地周辺の地質・地質構造	④	2018/8/3	
地震動 (第3、4条)	地下構造	④	2015/2/13		
	震源を特定して策定する地震動	④	2022/4/15		
	震源を特定せず策定する地震動	④	2023/6/23		
	基準地震動	③	2023/9/29	<p>●令和5年9月29日の審査会合において、事業者から、免震設計について基準地震動を別途策定する必要性の有無を含めて、基準地震動の策定について説明があった。これに対して、免震設計に用いる基準地震動については、建物・構築物の免震構造に関する審査ガイドを踏まえ、採用する免震構造物の固有周期が2秒程度と比較的短いことから、他の施設とは別に5秒以上の周期にも着目した基準地震動を策定する必要はなく、耐震設計と共通の基準地震動を用いることを確認した。その上で、地震動の顕著な増幅が見られない敷地西側で用いる基準地震動Ss1として25波及び地震動の顕著な増幅が見られる敷地東側で用いる基準地震動Ss2として24波がそれぞれ策定されていることを確認し、おおむね妥当な検討がなされたと評価した。なお、免震設計に用いる耐震設計と共通の基準地震動については、免震ガイドを踏まえ、地震ハザード解析における一様ハザードスペクトルに係る評価結果等との比較から、やや長周期のスペクトル形状を適切に設定していることを説明するよう求めた。</p>	
	地盤・斜面の安定性	①	-		
耐震設計方針	①	-	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示		
津波(第5条)	地震による津波	③⇒④	2024/2/9	<p>●令和5年12月1日の審査会合において、海域の活断層による地震に伴う津波評価について事業者から説明がなされ、おおむね妥当な検討がなされたと評価した。</p> <p>●令和6年2月9日の審査会合において、プレート間地震及び海洋プレート内地震に伴う津波評価について事業者から説明がなされ、おおむね妥当な検討がなされたと評価した。</p>	
	地震以外による津波	④	2023/9/29		
	基準津波	②	2024/2/9	<p>●津波の組合せ評価について、令和5年5月26日の審査会合において、事業者から、プレート間地震による津波との組合せを考慮するプレート間地震以外の地震による津波に係る検討波源、パラメータスタディ等の評価方針について説明があった。これに対して、津波の組合せについては、先行サイトで実施している時刻歴波形の線形足し合わせによる組合せ波源の絞り込みを行わず、一体計算(同一波動場での津波計算を行う方針)のみを行う方針としていることから、適切な組合せ波源が選定されていることが判断可能となるよう、単体計算の組合せ評価の傾向も踏まえて説明するよう求めた。</p> <p>●令和6年2月9日の審査会合において、事業者から、南海トラフ全域を概観した地震発生状況、海洋プレート内地震の断層分布及び断層タイプ等の基本情報のデータ拡充を行った上で、「敷地の地学的背景」及び「発生要因の関連性」を踏まえ、プレート間地震と海洋プレート内地震を組み合わせる必要がないことについて再度説明がなされた。これに対して、プレート間地震とその他の地震の組合せについては、海洋プレート内地震は組み合わせる必要がなく、海域活断層による地殻内地震とは組合せを考慮するとして評価方針についておおむね妥当な検討がなされたと評価した。今後、プレート間地震と海域活断層による地殻内地震又は海底地すべりの津波の組合せによる評価の妥当性について、事業者から説明を受け、内容を確認していく。</p> <p>●基準津波の検証に必要な津波堆積物から推定される津波高等の評価について、敷地において標高が高いところで厚いイベント堆積物が認められていることを踏まえ、どのように敷地における津波高等を評価するのか説明するよう求められている。令和6年3月25日~26日に現地調査を実施し、敷地及び敷地周辺におけるイベント堆積物等の分布状況等について、その根拠となるボーリングコアの状況を確認した。今後、評価の妥当性について、事業者から説明を受け、内容を確認していく。</p>	
	耐津波設計方針	①	-		
竜巻(第6条)		①	-		
火山事象 (第6条)	火山事象	①	-		
	火山事象に対する設計方針	①	-	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示	

※ ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)

(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくると、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。

(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18~22条、第25条、第27~30条、第32条及び第36条は、新規規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。

(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。

(注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査項目		ステイタス*	直近の審査会合	現時点における主な論点			
設計基準対象施設関係	外部火災(第6条)	①	-	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示			
	その他自然現象と人為事象(第6条)	①	-				
	不法な侵入(第7条)	①	-				
	内部火災(第8条)	①	-				
	内部溢水(第9条)	①	-				
	誤操作の防止(第10条)	①	-				
	安全避難通路(第11条)	①	-				
	安全施設(第12条)	①	-				
	全交流電源喪失(第14条)	①	-				
	SFP(第16条、23条)	①	-				
	RCPB(第17条)	①	-				
	安全保護回路(第24条)	①	-				
	原子炉制御室(第26条)	①	-				
	監視設備(第31条)	①	-				
	保安電源(第33条)	①	-				
	緊急時対策所(第34条)	①	-				
通信連絡設備(第35条)	①	-					
重大事故等対処施設関係	PRA	Lv 1	①	-	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示		
		Lv 1.5	①	-			
		停止時	①	-			
		地震	①	-			
		津波	①	-			
	事故シナリオグループ及び重要事故シナリオ		①	-			
	解析コード		①	-			
	限界温度、限界圧力		①	-			
	炉心	高圧・低圧注水機能喪失	①	-			
		高圧注水・減圧機能喪失	①	-			
		全交流動力電源喪失	①	-			
		崩壊熱除去機能喪失	①	-			
		原子炉停止機能喪失	①	-			
		LOCA 時注水機能喪失	①	-			
	格納容器バイパス(ISLOCA)		①	-			
	CV	過圧破損	①	-			
		DCH	①	-			
		FCI	①	-			
		MCCI	①	-			
	SFP	水素燃焼	①	-			
		想定事故1	①	-			
	停止時	想定事故2	①	-			
		崩壊熱除去機能喪失	①	-			
		全交流動力電源喪失	①	-			
		原子炉冷却材の流出	①	-			
	反応度誤投入		①	-			
	設備・技術的能力	1.0	43条	共通		①	-
		1.1	44条	ATWS		①	-
		1.2	45条	高圧時冷却		①	-
		1.3	46条	減圧		①	-
		1.4	47条	低圧時冷却		①	-
1.5		48条	最終ヒートシンク	①	-		
1.6		49条	CV 冷却	①	-		
1.7		50条	CV 過圧破損防止	①	-		
1.8		51条	CV 下部注水	①	-		
1.9		52条	CV 水素対策	①	-		
1.10		53条	RB 水素対策	①	-		
1.11		54条	SFP	①	-		
1.12		55条	建屋外 RI 抑制	①	-		
1.13		56条	水源	①	-		
1.14		57条	電源	①	-		
1.15		58条	計装	①	-		
1.16		59条	原子炉制御室	①	-		
1.17		60条	監視測定	①	-		
1.18		61条	緊急時対策所	①	-		
1.19	62条	通信連絡	①	-			
2		大規模損壊	①	-			
共通	地質(第38条)		③	2023/3/9	●地質(第3、4条) 敷地の地質・地質構造を参照。		
	地震動(第38、39条)		②	2023/9/29	●地震動(第3、4条)を参照。		
	津波(第40条)		②	2023/9/29	●津波(第5条)を参照。		
	火災(第41条)		①	-	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示		
備考							

※ ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)

(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。

(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。

(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。

(注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査進捗状況表

日本原子力発電(株)敦賀発電所2号炉設置変更許可申請(本体施設)に係る審査状況【令和6年4月2日時点】

審査項目	ステイタス*	直近の審査会合	現時点における主な論点	
地質 (第3、4条)	②	2023/3/22	<p>●令和5年4月18日の原子力規制委員会において、敷地内のD-1トレンチ内に認められるK断層の活動性及び原子炉建屋直下を通過する破砕帯との連続性(以下「K断層の活動性・連続性」という。)に関する申請内容について、8月31日までに補正を求める指導文書を出すことを決定した。8月31日、事業者から、K断層の活動性・連続性に関する部分について、補正を行うための申請がなされたことを受け、9月6日の原子力規制委員会において、補正申請書が申請の形式上の要件に適合しない申請ではないこと、及び指導文書で求めた補正がなされていることから、今後の対応方針とともに審査会合を再開することが了承された。</p> <p>●令和5年9月22日の審査会合において、事業者から、補正申請の概要等について説明を受けた。これに対して、K断層の活動性・連続性に関し、新規制基準への適合性を説明するために必要な記載、データ等について補正申請書に全て含めていることやK断層の活動性から審議すること等審査の進め方等について審議した。</p> <p>●K断層の活動性に関して、令和5年11月10日及び12月8日に審査会合を、12月14日～15日に現地調査を実施し、D-1トレンチの地層の堆積状況、K断層と上載地層の関係、K断層が確認されたボーリングコア等を確認した。</p> <p>●令和6年2月9日の審査会合において、事業者から、令和5年12月14～15日に実施した現地調査時の説明の概要、現地調査時及びこれまでの審査会合における審査チームからの指摘事項及びこれに対する回答時期等について説明を受けた。これに対して、審査チームより、現地調査も踏まえた現時点の主な指摘事項を説明するとともに、K断層の活動性については、事業者が5月中旬までに全ての指摘事項等へ回答するとしていることを確認した上で、K断層の活動性について、審査資料(5月中旬までに提出される資料も含む)も加味して、設置変更許可申請書及び補正申請書に基づき、新規制基準へ適合しているか否かを確認することとしている旨言及した。</p> <p>●令和6年3月22日の審査会合において、事業者から、K断層の活動性に関する指摘事項等の一部に対する回答、K断層の連続性について説明があった。これに対して、審査チームより、K断層の指摘事項等の一部に対する回答について更なる指摘を行うとともに、K断層の連続性について、その評価のための敷地の破砕帯の連続性評価基準及び鉱物脈法の適用の妥当性について指摘を行った。また、審査チームより、今後の審査の進め方についても確認を行った。現時点における主な論点等は以下のとおり(詳細は別添参照)。</p> <p>【K断層の活動性】</p> <p>①D-1トレンチにおける評価対象地層(⑤層及び③層)の堆積年代の評価</p> <p>②北西法面におけるK断層の活動性評価</p> <p>③原電道路ビットにおけるK断層の活動性評価</p> <p>④ふげん道路ビットにおけるK断層の活動性評価</p> <p>⑤ボーリング調査結果に基づくK断層の性状等</p> <p>【K断層と原子炉建屋直下を通過する破砕帯との連続性】</p> <p>①K断層の連続性評価のための敷地の破砕帯の連続性評価基準の妥当性</p> <p>②K断層の連続性評価のための鉱物脈法の適用の妥当性</p> <p>【今後の審査の進め方】</p> <p>①K断層の連続性評価に用いられた計14孔のボーリングコア及び鉱物脈の評価に用いられた薄片等のデータについて、現地確認を4月中予定していること。</p> <p>②次回審査会合では、事業者が5月までに回答するとしているK断層の活動性に係る全ての指摘事項及びK断層の連続性に係る指摘事項の回答について議論を予定していること。</p> <p>③3月22日の審査会合で議論した指摘事項の回答については、活動性を優先して回答し、連続性については優先順位を考慮して回答する。</p>	
			敷地周辺の地質・地質構造	①
地震動 (第3、4条)	地下構造	①	-	
	震源を特定して策定する地震動	②	2019/12/13	<p>●事業者は浦底断層による地震動評価について、不確かさに加えて十分な余裕を確保するとしているが、既許可サイトと同様の項目かつ、同様のレベル観の不確かさしか考慮していない。これに対して、浦底断層から200m程度の位置に重要施設が建設されているという特殊性から、更に踏み込んだ検討を行うことも考えるよう求めている。震源断層モデルの設定、不確かさとして考慮するパラメータの設定も含めて震源極近傍の地震動評価としてどのような保守性まで見込むのかについて、今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。</p>
	震源を特定せず策定する地震動	①	-	
	基準地震動	①	-	
	地盤・斜面の安定性	①	-	<p>●K断層の活動性・連続性から審議</p> <p>●概要説明を聴取し、主要な論点を提示</p> <p>先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示</p>
津波(第5条)	耐震設計方針	①	-	
	地震による津波	①	-	
	地震以外による津波	①	-	<p>●K断層の活動性・連続性から審議</p>
	基準津波	①	-	
竜巻(第6条)	①	-	<p>●概要説明を聴取し、主要な論点を提示</p> <p>先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示</p>	
火山事象 (第6条)	火山事象	①	-	<p>●K断層の活動性・連続性から審議</p>
	火山事象に対する設計方針	①	-	
外部火災(第6条)	①	-		
その他自然現象と人為事象(第6条)	①	-		
不法な侵入(第7条)	①	-		
内部火災(第8条)	①	-		
内部溢水(第9条)	①	-		
誤操作の防止(第10条)	①	-		
安全避難通路(第11条)	①	-		
安全施設(第12条)	①	-		
全交流電源喪失(第14条)	①	-	<p>●概要説明を聴取し、主要な論点を提示</p> <p>先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示</p>	
SFP(第16条、23条)	①	-		
RCPB(第17条)	①	-		
安全保護回路(第24条)	①	-		
原子炉制御室(第26条)	①	-		
監視設備(第31条)	①	-		
保安電源(第33条)	①	-		
緊急時対策所(第34条)	①	-		
通信連絡設備(第35条)	①	-		

※ ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)

(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。

(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。

(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。

(注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査項目		ステイタス*	直近の審査会合	現時点における主な論点	
有効性評価 (37条)	PRA	Lv 1	①	-	
		Lv 1.5	①		
		停止時	①		
		地震	①		
		津波	①		
	事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス		①	-	
	解析コード		①		
	限界温度、限界圧力		①	-	
	炉心	2次冷却系からの除熱機能喪失		①	-
		全交流動力電源喪失		①	
		原子炉補機冷却機能喪失		①	
		原子炉格納容器の除熱機能喪失		①	
		原子炉停止機能喪失		①	
		ECCS 注水機能喪失		①	
		ECCS 再循環機能喪失		①	
	格納容器バイパス(インターフェイスシステム LOCA、蒸気発生器伝熱管破損)		①		
	CV	過圧破損		①	-
		過温破損		①	-
		DCH		①	-
		FCI		①	-
MCCI		①	-		
SFP	想定事故1		①	-	
	想定事故2		①	-	
停止時	崩壊熱除去機能喪失		①	-	
	全交流動力電源喪失		①		
	原子炉冷却材の流出		①		
	反応度誤投入		①		
設備・技術的能力	1.0	43条	共通	①	-
	1.1	44条	ATWS	①	-
	1.2	45条	高圧時冷却	①	
	1.3	46条	減圧	①	
	1.4	47条	低圧時冷却	①	
	1.5	48条	最終ヒートシンク	①	
	1.6	49条	CV 冷却	①	-
	1.7	50条	CV 過圧破損防止	①	-
	1.8	51条	CV 下部注水	①	-
	1.9	52条	CV 水素対策	①	-
	1.10	53条	RB 水素対策	①	-
	1.11	54条	SFP	①	-
	1.12	55条	建屋外 RI 抑制	①	-
	1.13	56条	水源	①	-
	1.14	57条	電源	①	-
	1.15	58条	計装	①	-
	1.16	59条	原子炉制御室	①	-
	1.17	60条	監視測定	①	-
	1.18	61条	緊急時対策所	①	-
1.19	62条	通信連絡	①	-	
2		大規模損壊	①	-	
共通	地質(第38条)		②	2023/9/22	●地質(第3、4条) 敷地の地質・地質構造を参照。
	地震動(第38、39条)		②	2019/12/13	●地震動(第3、4条)を参照。
	津波(第40条)		①	-	●津波(第5条)を参照。
	火災(第41条)		①	-	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示
備考					

●概要説明を聴取し、主要な論点を提示
先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示

※ ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)
(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。
(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。
(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。
(注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査進捗状況表

中国電力(株)島根原子力発電所3号炉設置変更許可申請(本体施設)に係る審査状況【令和6年4月2日時点】

審査項目		ステイタス*	直近の審査会合	現時点における主な論点	
設計基準対象施設関係	地質(第3、4条)	敷地の地質・地質構造	①	-	<p>●令和4年6月29日に、申請書の補正がなされた。このうち、事業者は解析コード(LANCR/AETNA)の妥当性から説明を始めたいとしたことから、同年9月29日、12月13日、令和5年3月28日、5月18日及び9月14日の審査会合において、当該解析コードの概要、重要現象についてのモデル化、解析モデル並びに解析コードの検証、妥当性確認及び適用性について説明を受け、解析コードの妥当性確認等に関する指摘事項について、事業者からの回答を確認した。事業者から提出された当該解析コードに係る資料を確認した結果、現時点においては、新たな論点はない。(主に第13条(運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止)、第15条(炉心等)及び第25条(反応度制御系統及び原子炉停止系統)に関する審査項目)</p> <p>●事業者は、今後、2号炉の保安規定の審査等に係る対応を優先して行うとしており、その上で、2号炉の特定重大事故等対処施設に係る対応、続いて3号炉の本体施設に係る対応を行うとの意向を示している。(令和5年12月13日「原子力規制委員会と中国電力株式会社経営層による意見交換」)</p>
		敷地周辺の地質・地質構造	①	-	
	地震動(第3、4条)	地下構造	①	-	
		震源を特定して策定する地震動	①	-	
		震源を特定せず策定する地震動	①	-	
		基準地震動	①	-	
		地盤・斜面の安定性	①	-	
		耐震設計方針	①	-	
	津波(第5条)	地震による津波	①	-	
		地震以外による津波	①	-	
		基準津波	①	-	
		耐津波設計方針	①	-	
	竜巻(第6条)		①	-	
	火山事象(第6条)	火山事象	①	-	
		火山事象に対する設計方針	①	-	
	外部火災(第6条)		①	-	
	その他自然現象と人為事象(第6条)		①	-	
	不法な侵入(第7条)		①	-	
	内部火災(第8条)		①	-	
	内部溢水(第9条)		①	-	
	誤操作の防止(第10条)		①	-	
	安全避難通路(第11条)		①	-	
	安全施設(第12条)		①	-	
	全交流電源喪失(第14条)		①	-	
	SFP(第16条、23条)		①	-	
	RCPB(第17条)		①	-	
	安全保護回路(第24条)		①	-	
原子炉制御室(第26条)		①	-		
監視設備(第31条)		①	-		
保安電源(第33条)		①	-		
緊急時対策所(第34条)		①	-		
通信連絡設備(第35条)		①	-		

※ ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)

(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。

(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がない。

(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。

(注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査項目			ステイタス*	直近の審査会合	現時点における主な論点		
有効性評価 (37条)	PRA	Lv 1	①	-	●令和4年6月29日に、申請書の補正がなされた。このうち、事業者は解析コード(LANCR/AETNA)の妥当性から説明を始めたいとしたことから、同年9月29日、12月13日、令和5年3月28日、5月18日及び9月14日の審査会合において、当該解析コードの概要、重要現象についてのモデル化、解析モデル並びに解析コードの検証、妥当性確認及び適用性について説明を受け、解析コードの妥当性確認等に関する指摘事項について、事業者からの回答を確認した。事業者から提出された当該解析コードに係る資料を確認した結果、現時点においては、新たな論点はない。(主に第13条(運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止)、第15条(炉心等)及び第25条(反応度制御系統及び原子炉停止系統)に関する審査項目) ●事業者は、今後、2号炉の保安規定の審査等に係る対応を優先して行うとしており、その上で、2号炉の特定重大事故等対処施設に係る対応、続いて3号炉の本体施設に係る対応を行うとの意向を示している。(令和5年12月13日「原子力規制委員会と中国電力株式会社経営層による意見交換」)		
		Lv 1.5	①				
		停止時	①				
		地震	①				
		津波	①				
	事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス		①				
	解析コード		①	-			
	限界温度、限界圧力		①	-			
	炉心	高圧・低圧注水機能喪失	①	-			
		高圧注水・減圧機能喪失	①				
		全交流動力電源喪失	①				
		崩壊熱除去機能喪失	①				
		原子炉停止機能喪失	①				
		LOCA時注水機能喪失	①				
		格納容器バイパス(ISLOCA)	①				
	CV	過圧破損	①	-			
		DCH	①	-			
		FCI	①	-			
		MCCI	①	-			
		水素燃焼	①	-			
	SFP	想定事故1	①	-			
		想定事故2	①	-			
	停止時	崩壊熱除去機能喪失	①	-			
		全交流動力電源喪失	①				
		原子炉冷却材の流出	①				
		反応度誤投入	①				
	設備・技術的能力	1.0	43条	共通		①	-
		1.1	44条	ATWS		①	
		1.2	45条	高圧時冷却		①	-
		1.3	46条	減圧		①	-
		1.4	47条	低圧時冷却		①	-
		1.5	48条	最終ヒートシンク		①	-
		1.6	49条	CV冷却		①	-
1.7		50条	CV過圧破損防止	①	-		
1.8		51条	CV下部注水	①	-		
1.9		52条	CV水素対策	①	-		
1.10		53条	RB水素対策	①	-		
1.11		54条	SFP	①	-		
1.12		55条	建屋外RI抑制	①	-		
1.13		56条	水源	①	-		
1.14		57条	電源	①	-		
1.15		58条	計装	①	-		
1.16		59条	原子炉制御室	①	-		
1.17		60条	監視測定	①	-		
1.18		61条	緊急時対策所	①	-		
1.19		62条	通信連絡	①	-		
2		大規模損壊	①	-			
共通	地質(第38条)		①	-			
	地震動(第38、39条)		①	-			
	津波(第40条)		①	-			
	火災(第41条)		①	-			
備考							

※ ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)

(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。

(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がない。

(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。

(注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査進捗状況表
(特定重大事故等対処施設)

・ 電源開発(株)大間原子力発電所	2 5
・ 北海道電力(株)泊発電所 3 号炉	2 6
・ 中国電力(株)島根原子力発電所 2 号炉	2 7

審査進捗状況表

電源開発(株)大間原子力発電所設置変更許可申請(特定重大事故等対処施設)に係る審査状況【令和6年4月2日時点】

審査項目		ステイタス*	直近の審査会合	現時点における主な論点	
特定重大事故等対処施設	地質 (第38、39条)	敷地の地質・地質構造	①	-	
	地震動 (第38、39条)	地盤・斜面の安定性	①	-	
		耐震設計方針	①	-	
	津波(第40条)	耐津波設計方針	①	-	
	火災火災 (第41条)		①	-	
	共通設計方針 (第43条第1項及び第2項)		①	-	
	特重施設 (第42条)	設備 (第2号)	故意による大型航空機の衝突等の設計上の考慮事項 (第1号)	①	-
			原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧操作機能	①	-
			炉内溶融炉心の冷却機能	①	-
			CV内溶融炉心の冷却機能	①	-
			CVの冷却・減圧・放射性物質低減機能	①	-
			CVの過圧破損防止機能	①	-
			水素爆発によるCV破損防止機能	①	-
			電源設備	①	-
			計装設備	①	-
通信連絡設備			①	-	
緊急時制御室		①	-		
使命期間(第3号)		①	-		
効果の評価(主に第2号)		①	-		
技術的能力	1.0	共通	①	-	
		準備操作	①	-	
	2.2	減圧	①	-	
		炉内溶融炉心冷却	①	-	
		CV内溶融炉心冷却	①	-	
		CV冷却・減圧	①	-	
		CV過圧破損防止	①	-	
		CV水素対策	①	-	
		サポート機能(電源)	①	-	
		サポート機能(計装)	①	-	
サポート機能(通信連絡)	①	-			

●特定重大事故等対処施設に係る設置変更許可申請の審査では、本体施設に適用される基準地震動や基準津波、本体施設の設備仕様を確定させた後に、特定重大事故等対処施設の設備仕様について許可の判断をする必要がある。
このため、現在審査中の本体施設に関する審査が進捗した後、特定重大事故等対処施設に係る審査を開始する。

※ ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)

(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくると、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。

(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。

(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。

(注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査進捗状況表

北海道電力(株)泊発電所3号炉設置変更許可申請(特定重大事故等対処施設)に係る審査状況【令和6年4月2日時点】

審査項目		ステータス*	直近の審査会合	現時点における主な論点	
特定重大事故等対処施設	地質 (第38、39条)	敷地の地質・地質構造	①	-	
	地震動 (第38、39条)	地盤・斜面の安定性	①	-	
		耐震設計方針	①	-	
	津波(第40条)	耐津波設計方針	①	-	
	火災火災 (第41条)		①	-	
	共通設計方針方針 (第43条第1項及び第2項)		①	-	
	特重施設 (第42条)	設備 (第2号)	故意による大型航空機の衝突等の設計上の考慮事項 (第1号)	①	-
			原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧操作機能	①	-
			炉内溶融炉心の冷却機能	①	-
			CV内溶融炉心の冷却機能	①	-
			CVの冷却・減圧・放射性物質低減機能	①	-
			CVの過圧破損防止機能	①	-
			水素爆発によるCV破損防止機能	①	-
			電源設備	①	-
			計装設備	①	-
通信連絡設備			①	-	
緊急時制御室		①	-		
使命期間(第3号)		①	-		
効果の評価(主に第2号)		①	-		
技術的能力	1.0	共通	①	-	
		準備操作	①	-	
	2.2	減圧	①	-	
		炉内溶融炉心冷却	①	-	
		CV内溶融炉心冷却	①	-	
		CV冷却・減圧	①	-	
		CV過圧破損防止	①	-	
		CV水素対策	①	-	
		サポート機能(電源)	①	-	
		サポート機能(計装)	①	-	
サポート機能(通信連絡)	①	-			
緊急時制御室		①	-		

●特定重大事故等対処施設に係る設置変更許可申請の審査では、本体施設に適用される基準地震動や基準津波、本体施設の設備仕様を確定させた後に、特定重大事故等対処施設の設備仕様について許可の判断をする必要がある。
このため、現在審査中の本体施設に関する審査が進捗した後、特定重大事故等対処施設に係る審査を開始する。

※ ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)

(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステータスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくると、ステータスが例えば④から②へ変わることもあり得る。

(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。

(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。

(注4)ステータス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査進捗状況表

中国電力(株)島根原子力発電所2号炉設置変更許可申請(特定重大事故等対処施設)に係る審査状況【令和6年4月2日時点】

審査項目		ステイタス*	直近の審査会合	現時点における主な論点		
特定重大事故等対処施設	地質 (第38、39条)	敷地の地質・地質構造	②⇒③	2024/3/15	●令和6年2月16日の審査会合において、事業者から、シーム以外の断層の活動性の評価方針、結果等について説明を受けた。これに対して、シーム以外の断層の活動性評価に当たっては、一本の断層に代表させて全ての断層の活動性を評価するためのデータ及び根拠が不十分であることから、個別の断層ごとに活動性評価を行い、その結果を説明すること等を求めた。 ●令和6年3月15日の審査会合において、事業者から、シーム以外の断層について個別の断層ごとに活動性評価を行った結果、いずれの断層も後期更新世以降の活動がないとしていること等が確認できたことから、妥当な検討がなされたと評価した。ただし、シーム以外の断層の評価を考慮した活動性評価の方法について整理するとともに、これまでの審議結果を整理したまとめ資料を作成し、審査会合において改めて説明することを求めた。今後、事業者からの説明を受け、内容を確認していく。	
	地震動 (第38、39条)	基準地震動	④	2022/12/9		
		地盤・斜面の安定性	①⇒②	2024/3/15	●令和6年3月15日の審査会合において、事業者から、評価対象施設の基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価の説明を受けた。これに対して、本申請に当たって新たに設定した解析用物性値の設定根拠やその妥当性等を改めて説明することを求めた。今後、事業者からの説明を受け、内容を確認していく。	
		耐震設計方針	④	2022/10/27		
	津波(第40条)	基準津波	④	2022/12/9		
		耐津波設計方針	④	2022/11/22		
	火災 (第41条)		④	2023/4/25		
	共通設計方針 (第43条第1項及び第2項)		④	2022/10/27		
	特重施設 (第42条)	故意による大型航空機の衝突等の設計上の考慮事項 (第1号)		④	2023/3/16	
		設備 (第2号)	原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧操作機能	④	2022/5/24	
炉内溶融炉心の冷却機能			④	2022/5/24		
CV内溶融炉心の冷却機能			④	2022/5/24		
CVの冷却・減圧・放射性物質低減機能			④	2022/5/24		
CVの過圧破損防止機能			④	2023/3/16		
水素爆発によるCV破損防止機能			④	2022/12/15		
電源設備			④	2022/9/27		
計装設備			④	2022/9/27		
通信連絡設備			④	2022/9/27		
緊急時制御室	④	2022/11/22				
使命期間(第3号)		④	2022/11/22			
効果の評価(主に第2号)		④	2022/12/15			
技術的能力	1.0	共通	④	2022/11/22		
	2.2	準備操作	④	2022/12/15		
		減圧	④	2022/11/22		
		炉内溶融炉心冷却	④	2022/11/22		
		CV内溶融炉心冷却	④	2022/11/22		
		CV冷却・減圧	④	2022/11/22		
		CV過圧破損防止	④	2023/2/14		
		CV水素対策	④	2022/11/22		
		サポート機能(電源)	④	2022/11/22		
		サポート機能(計装)	④	2022/11/22		
サポート機能(通信連絡)	④	2022/11/22				
緊急時制御室	④	2022/11/22				
備考						

※ ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)

(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。

(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。

(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。

(注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。